

す。

まず、会社とは、私も大学時代以来、久しぶりで商法を今見たところでございますけれども、商法によれば、会社は株主が設立し、そして会社の憲法ともいべき定款についても株主が定める、そしていろいろなことを用人に仕事をさせるというところでございますから、法律的に言えば会社とは株主のものであるということになるわけでありまして、しかし、では株主だけで会社が運営できるかというと、法人として設立された人格のある、ある意味では人に例えた、生き物という法人というものでございますから、そこには経営陣があり、従業員がいてお客さんがいて、また債権者、債務者がいるという、いろいろな、いわゆるステークホルダーというのですか、利害関係人がいっぱいいるわけでございます。

そういう中で企業が活動していくわけでございますので、私はあえて、もちろん法律的に言えば株主ということになりますけれども、いろいろな人々によって企業は成り立っている。例えば、日本の八〇年代、強いときにはやはり企業は人であるという時代がありましたし、また一時期の、つい最近までのアメリカでは、企業は株主のものである、とにかく株価を上げること、配当を上げることが中心になっていたわけでありまして、余りにも一つに偏るということとはやはり健全な企業形態としては弊害が出てきているというところを、我々はここ二、三十年、体験を日本、アメリカ等でもしているわけでございます。

また、企業は、ある意味では公的な、社会的責任、コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティなんという言葉が最近よく出てまいりますから、そういう社会的な責任、あるいはメセナなという言葉もあるわけでありまして、社会的貢献というものもございまして、そういう意味で社会的に非常に重要な存在であり、そして、多くの利害関係人によって企業が健全な競争、発展をしていくことによって多くの人々にいい結果を及ぼす。

し、ひいては社会的にも国家的にもそれぞれ発展していくことになろうというところを私としては思い、期待をしながら、今の委員の御質問にお答えさせていただきたいと思つた次第でございます。

○計屋委員 今大臣から、企業とは何ぞや、あるいは企業の哲学、こういったことについてる説明がありました。基本的には私も変わらないわけでございますけれども、ただし、企業とは、社会に貢献すると同時に利益の追求、そして従業員が人間性を高め品性を高めていくという人格形成の場所でもある、こういったふうに私は理解しているわけでございます。

そういう中で、この企業とはということ、だれのものか。今大臣もおっしゃったように、株式会社というのは、これは株主ということに存在するわけでございますけれども、やはりそこに経営者あるいは従業員という、こういった大きな絡みの中で企業というのが存在し、そしてそこで社会に貢献し人格を形成していくという大きな役割を担っていくものと私は理解しているわけではあります。

ですから、そういったような中で、今、株式会社あるいは有限会社というのが、所有と経営が分離してきているというところで、株主と経営者の利害関係の対立というのがあるわけでございます。そしてまた、企業にとって大変大切な要素として金、物、人という必須要素というのがございまして、そういう中で大きく企業背景というのが変わつてまいっているわけでございまして、高度な情報通信網の構築によって、今まで大切とされてきたお金、物というの、これは比較的に全世界からお金が、有利なリターンがあつたら集まる、そういったような仕組みになってきています。あるいはまた、大量かつ高速の輸送手段によって物というの集まるようになってきています。ですから、そういう中で、やはり現代の矛盾しているところ、人というものが大切にされないといったような一面も出てきているわけではあります。

いうところ、それから日本人を大切にしてい、く、そういったような矛盾が出てきて、日本の今まで大きな保護のもとでやっていた日本式経営というものが、やはり崩壊しつつある。反面、かといつて、合理主義だけ、あるいは株主だけを追求していけばいいのかといったような問題があるわけでございますけれども、そういったような中で、大臣としてどういったふうに考えているのか、本心に株主だけの企業でいいのかといったことについて、もう一言お願いしたいと思ひます。

たけれども、これも人づくりである、人材育成であるということ、やはり企業は人なりということに私は最も重要なポイントの一つがあるんだらうと思つております。

○中川国務大臣 私、先ほどもちよつと申し上げましたが、計屋委員の御指摘のとおりだろうと思ひます。

そういう意味で、人材投資促進税制でありますとか、いろいろなそういう人づくりのための予算、税制、制度等を今やっているところでございまして、そういう意味で、企業の活力の源泉は最終的には企業人材、そしてまた人材のインセンティブのさらなるアフヘーベン、止揚が必要ポイントであらうというふうに考えております。

つまり、利益を追求する企業でありますけれども、その利益を全部配当の方に回してしまふということは決して企業にとつてもよくないことである。つまり、その利益を生み出す源泉は株主がつくった法人活動でありますから、その法人活動の総合力の結果でありますので、そういう意味で、もちろん配当ということも還元することも大事であると思ひますけれども、やはり、企業がずっとこれから活動していくということになりますと、例えば内部留保であるとか研究開発であるとか、そして従業員への還元である、あるいはまたインセンティブへの貢献だとかいうことになると思ひます。

○計屋委員 この話を続けていけば、前回の新連携法の一部を改正する法律案の質問の延長線になつてまいりますので、この件についてはこのぐらゐにさせていただきますけれども、夕べの日報を見てみますと、米投資ファンド三社が、企業買収資金三・二兆円ということで、日本向けに一千億円の買収をしようとして定しているところでございまして、やはりこういったふうなことで、ライブドアあるいはフジテレビのこの争奪戦、ニッポン放送の株の争奪戦ということで今やっているんではないかと、こういったような中で、やはり日本の企業の方というのが本心に今問われている、そしてなおかつ、今後、日本が大きく企業としても日本の社会をリードしていくという観点から、新しい経営の仕方というのが求められているわけではあります。

アメリカの場合には、八〇年代に非常に日本あるいはNICSと言われる国々に対して競争力を失つたときに、ヤング・レポートという産業競争力レポートを出したわけでありまして、その競争力を回復するためのかぎは、やはり人づくりであるというところを結論的には、ヤングさんの結論として出されたわけでありまして。

また、我々も、デフレからいよいよ脱却して世界の中で産業力を強化していかなければいけないというところで、去年、新産業創造戦略をつくらせていただきましたけれども、行き着くところは人づくりである、あるいは去年の年末はアメリカがイノベーション・レポートというものを出しまし

○中川國務大臣 今御審議いただいているのは、似たようなものでございますけれども、LLCではなくてLLPの御審議でございますから、LLPに関して申し上げますと、計屋委員はこの法案の内容はもう御承知のことだと思っておりますので、要するに、民法上の組合、無限責任を持ち、そして法人格のない組合に対して、有限責任で、しかもその内部的な出資と権限を自由に話し合いで決めることができる、それによって事業活動ができるという組合を今回設立することのメリットというものは、出資者として業務をする者あるいはそこで働いていく人々が、比較的自由にスピード感を持って、いろいろな業態、例えば大企業と中小企業、中小企業同士あるいはまた個人、大学研究機関、いろいろなところがそういう法人格のない組合として出資をして、そして活動していくというところでございますから、中小企業、ベンチャーにも非常に役立つわけでありまして、また、先ほどお話があったように、新事業連携などというものの連携の形態の一つとしても大いに活用されるものというふうに期待をしているところでございます。今までの株式会社、有限会社、合資会社、合名会社云々と、今回はそれと同じような形の法人格等がございませんけれども、事業活動ができるという意味では、多様な業務活動の一つとしての経済行為ができる一つの組織、法人格はございませんけれどもそういう組織として柔軟かつ多様に、大いに活用していただきたいということをつくったわけで、もちろん、アメリカ、イギリスではもう既にかなりのウェイトを占めているということも我々にとっては一つの刺激になったことも事実でございます。

○計屋委員 では、質問を続けさせていただきますけれども、このLLPとLLCの違いというのは、アメリカの場合ですとLLC、そしてイギリスの場合はLLPという形で、両国とも大変この制度が活用されている。つまり、名前こそ違いますが同じ性格を持っているということでございます。なぜ日本の場合、二種類の制度を

並行して立ち上げていくのか、その辺を副大臣、どうですか。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。今国会に提出されております会社法案におきまして、委員御指摘のとおり、LLC、合同会社の導入が予定されているわけでございますけれども、こちらのLLCも、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたとおり、全員有限責任それから内部自治が徹底している、そういうことで、使い勝手のよい制度である、そういう点では今回御審議いただいておりますLLPと同様というところでございますけれども、LLC、合同会社の方には法人格があるわけですが、LLP、パートナーシップの方には法人格がない、そういう違いがございます。

したがって、そういう違いのところから、恐らくLLPの方は、個人や企業の信用あるいは能力、そういったものを前面に出していくような事業とか、それから、いついかなるにこういったことを達成したいとか、そういう期限を区切ったプロジェクトとか、さらには、ハイリスク・ハイリターン、そういったような事業に向いているのではないかと考えているところでございます。一方で、LLCの方は、将来的には、うまくいけば株式公開を予定しているような事業、あるいは永続的に行われる事業、さらには、利益の面でいきますと安定的な収益を生み出すような事業、そういったものに用いられるのではないかと考えてございます。

このように、それぞれLLP、LLCによさというものがあられるわけでございます。検討される案件によりましてそれぞれのよさを生かす方が選択されるのではないかと、そういうようなことでございまして、今回、LLPにつきましても審議をお願いしている、そういうことでございます。

○計屋委員 それぞれの使い勝手だ、こういうことでございますけれども、これはアメリカのLLCにおいても選択制、つまり構成員の課税ということでありますけれども、これは法人に、LLC

に課税してもいいしあるいは構成員に課税してもいい、そういう選択制をとっているわけですが、イギリスのLLPにおいてもやはり同じように選択制をとっておりますから、内容はLLPもLLCもこれは一緒なんです。

ですから、日本の場合ですと、あえてこういったふうにしてLLPとLLCというところで両建てにいくということは、これは、今おっしゃったようなことは、中小企業の経営者あるいはまたこれから事業を起こす起業家にとつては大変わかりづらいつたことが言えるわけでございます。そういうことかなかなか、周知徹底するというのは不可能だと思ふんです。

ですから、そういうことを考えてまいりますと、LLPならば法人格を持たせればそれで済むはずなんですけれども、なぜそういうことをしないのかというところをお答えいただきたいと思ふんです。

○北畑政府参考人 お答え申し上げます。LLPに法人格があれば不便がないという御指摘でございますけれども、実は、日本では、このLLPとLLCを分担するようにいたしましたのは、先生御案内かと思いますが、税制上の取り扱いでございます。

日本では法人格があれば原則法人課税というのが大原則でございます。法務省で検討中、御審議いただきますLLCの方については税制上の扱いが決まっております。施行が来年でございますので決まっておりますが、法人格がある以上はなかなか構成員課税というのは難しいんじゃないかと考えております。

私どもは、ベンチャー、中小企業が構成員課税という税制上のメリットが使える新しい事業形態をつくるということをまず最優先いたしましたものでありますから、LLPにつきましては、法人格がない、しかしながら構成員課税ができる。

中小企業にとつてわかりづらひではないかという先生の御指摘でございますが、こは両方選択

ができる、従来のように株式会社を使うこともできますし、私どものLLPも使えます、こういうことを十分に中小企業者にPRいたしまして、中小企業者にとつても使いやすい制度になるよう努めてまいりたいと考えております。

○計屋委員 税制の問題ということで、選択制を設ければそれは非常にわかりやすい形で活用できるわけなんですけれども、そういう日本の古来の慣習、風習ということで、法人格があるからこれは分けなさいいけないという、わざわざ簡単に一つにできるものを二つに分ける、そういうふうなばかげたことをやるということが私は納得できない。

もう少しこれは、そういう制度に縛られるんじゃないかと、中小企業だとかあるいはこれから企業を起こそうとする人の立場に立つてこういうものを考えていくべきだ、こういうふうに見えるわけでございますけれども、そういうところを今後またさらに検討してもらいたいというふうに見える次第でございます。

それから、それに加えて、これを、中小企業、零細企業あるいはこれから企業を起こそうとする学生だとか、あるいはそのほか、日本の国でも二十万人とも三十万人とも企業を起こそうという方はいらっしゃるということを聞いています。それだけではなく、そういう人たちに周知徹底していくにはどうするかということをお聞きしたいと思ふんです。

○北畑政府参考人 仮に法律が成立したらということでございますが、私どもの地方の組織であります経済産業局、あるいは民間の団体であります商工会議所、各種の中小企業の支援機関と協力をいたしまして、説明会やわかりやすいパンフレット、関係資料の配布などを行うと同時に、そういう、今先生がおっしゃいました、学生も含めた、ベンチャーを起こそうという方のお問い合わせに対して十分なお答えができるような指導体制を確立してまいりたいと考えております。

○計屋委員 その辺は、ぜひ、これから企業を起

こそうとする皆さんに周知徹底できるように、特に配慮して、皆さんがこの制度というものを活用できるようにしていただきたい、こういうふうによ望しておきたいと思ひます。

それで、この制度を活用していくということにおいて、これはもちろん企業だつたり個人だつたり、あるいは研究者だつたり技術者がこういつたものを活用してこのLLPを起こしてこういつたわけでございすけれども、ただしかし、ここで、金融面についての後押しというのはどういつたふうによ考えているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○小此木副大臣 金融面、つまり金融支援というのはとても重要なことであるといふふうに思ひまして、先生御指摘のように、LLPへの金融支援もこれは考えなきやならない、もちろん大事な問題だと思ひます。

公的金融機関による融資や信用保証といった既存の中小企業支援策については、LLPを組成した中小企業も活用することができるとしております。また、今国会、先般この委員会でも御議論をいただいた中小の新法でございすけれども、そういったものにおける補助金、融資、税制面における支援措置についても、このLLPを組成した中小企業が受けることができるようにするということとしております。

○計屋委員 それでは最後に、この制度を活用しようとする中小企業を初めとするユーザーに導入させていくには、人材の育成が必要だと思ひうんですね。この人材育成はどういつたふうによしていくのか、最後にお聞かせしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○望月政府参考人 お答えいたします。

特に、中小企業に関する各種の制度や支援策が有効に活用されるためには、中小企業を支援する人材や中小企業経営者への普及、啓発、研修などを実施することが非常に重要でございすし、そういった一環で、このLLPにつきましても有効活用できるような人材支援策が必要だといふこと

は、先生おっしゃるとおりだと思ひます。

私もといたしましては、全国九カ所の中小企業大学校とか、あるいは中小企業・ベンチャー総合支援センターというのが全国にございすけれども、ここにおきまして、中小企業の支援人材や経営者に対する研修セミナー事業などを行つております。さらに、全国の商工会、商工会議所における研修事業あるいは中小企業者に対する施策情報の提供なども行つているところでございすし、十六年度から、特に全国各地におきまして、指導員のためのウェブ研修などを通じて、そういう中小企業を支援する人材の育成、あるいは経営者自身につきます研修などを全面的に活用しながらやつていきたいといふふうに思ひつているところでございす。

○計屋委員 LLPを成功させていくというのは、大変使い勝手のいい、中小企業、あるいはこれから企業を起こす、あるいはまたさらに新しく事業を起こすという人にとっては大変大切な形態だと思ひますので、そういう点では、今副大臣もお答えになりましたように、金融の問題それから人材の育成の問題というのは特に力を入れてやつていただきたいと要望して、質問を終わらせていただきます。

○河上委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 公明党の谷口隆義でございす。

私は当委員会の委員ではありせんけれども、本日、質問をさせていただく機会をいただきました。ありがとうございます。

LLPについて、私の質問の観点は、この法案は非常にすばらしいと思ひつております。先ほども出ておりましたけれども、企業社会がLLC、LLPで大きく変わつてくる可能性があるというように思ひつておるわけでございまして、そういう観点で、しかし、余り元氣よ過ぎて社会を混乱させるといつたことにならないようなことで、詳細のところについて確認をさせていただきたいなといふように思ひつておるわけでございす。

この有限責任事業組合、LLPでございすけれども、ベンチャー企業とか共同事業の起爆剤になる、このように言われておるわけでございす。このLLPの特徴は、先ほどから出ておりますように、有限責任制度というのがあつた。また、内部自治、これは、利益だとか権限の配分など、組合内部のルールで自由に決められるというのがあつた。従来であれば、利益の分配は出資持ち分に依つてやられておつたわけでありますけれども、このような自由で内部で決められるということ、あと税の問題でございす。構成員課税、パススルー課税ともいふわけでありますけれども、私も十七年度の税制改正におきまして、このLLPについてパススルー課税が望ましいのではないかとつて、与党税調のメンバーでございまして、推し進めた立場でございすけれども、一刻も早く、このような柔軟な機動性のある事業体をこの市中において稼働できるような形にしたいなと思ひます。

それで、今、三点申し上げましたけれども、この中で重要なのは、やはり税の問題があるんだらうと思ひます。

構成員課税ということではございすから、本来であれば、会社であれば法人税が課せられるといふことでございすけれども、このLLPの場合は、組合員のところに課税をされる。法人といひますか、LLPには課税をされないで、出資をした組合員に課税をされるということになるわけでございす。

そこで、きょうは財務省主税局から来ていただいておると思ひますが、一点確認をさせていただきたいわけでございす。

このLLPが大学発ベンチャー企業なんかの立ち上げに非常にいい事業形態である、このように言われております。例で申し上げますと、大学教授が大変なノウハウを持つておつて、大企業が多くの資金を持つておるといふような場合に、別に、この大学教授の出資割合は一割であつた、利

益の分配は四割である、損が出れば損が一割であるといふような内部自治の中で、LLPの中でこのルールを決定したといふような場合を想定して申し上げます。

従来であれば、先ほども申し上げましたように、持ち株に応じて利益の分配が行われておりましたから、それによつて公正な課税関係にあつたわけでありすけれども、今回の場合は、金は出すけれども技術は持つていないから、大学教授の技術を、一緒になつてLLPをつくつてやつていこうといふような場合に、いろいろ想定される範囲内であればいいわけでありすけれども、極端にこの課税関係が行われた場合、税制上ではいまいと寄附金認定といふんですけれども、技術の評価と出資の評価との間で大きく乖離をするような場合、このような場合に経済的利益の供与といふのは問題があるわけでありすけれども、これを無視したような形の内部自治が行われた場合、一体どのような課税関係になるのか、財務省主税局の方から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○佐々木政府参考人 お答えを申し上げます。

民法組合の特例と位置づけられております有限責任事業組合におきましては、民法組合と同様に、先ほど御指摘ございましたように、出資比率と異なる損益分配を行うことが可能となつております。こうした柔軟な損益分配につきまして、私法上、制度化されているからといつて寄附金の問題が生じないといふことは御指摘のとおりでございせん。で、税務上経済合理性がないと認められる損益分配が行われました場合には課税上の問題を生ずるといふことは、お話しのとおりでございす。

○谷口委員 今おっしゃつたような課税の状況があるといふことでございす。私は、申し上げたような技術の評価といふのは非常にやりにくいんです。出資はもう既に、既にいひます。明瞭なわけでありすけれども、技術の評価といふのはやりにくいわけでありすので、この課税関係、これを否認するといふようなことを多々行

われるということになりますとLLPそのものがうまく進まないということもございますので、そこは税当局もおおように対応していただければというように思っております。

あとは、LLPの悪用事例がやはり出るのではないかと言われております。

ちよつと例示をさせていただきますと、巨額の損失事業を行って、出資者が損失の取り込みだけをねらってLLPを組成する、要するに、先ほど申し上げました、構成員課税というところを利用したような形で税逃れを行うといったようなこと、また、個人の財産を債権者から隔離をするという意味でLLPを組成するというようなこと、また、投機的な事業を行うためにLLPを活用すること、これが懸念されるような場合、このようなことは本来のLLPの趣旨から若干離れるのではないかと思うわけでございます。

このような形でLLPが組成された場合に、どのように対応されるのか、考えておられるのか、経済産業省に答弁をお願いします。

○北畑政府参考人 LLPにつきましては、中小企業、ベンチャーに使いやすい柔軟な措置を講じたということ、御指摘のとおり、構成員課税というのが最大のメリットでございまして、そこを前向きに、有効に活用していきたいというのが基本でございます。

ただ、逆に、税制上の措置あるいは柔軟な組織が悪用されるのではないかと先生の御指摘につきましましては、法文上、そのような乱用を規制する措置を講じておまして、悪用されないような運用を講じてまいりたいと思っております。

具体的に申し上げますと、三条三項に乱用禁止規定というのを入れておまして、御指摘のような財産隠しなど不当に債務を免れるような行為については、法律上禁止という規定が入っております。

それから、お金を出すけれども業務には参加をしない、単に税法上の損の割り当てを受けたいというまさに租税回避的な運用につきましましては、こ

の法律上、業務執行には全組合員が参加する、全員参加するというような原則が書いてございまして、したがって、お金を出して、税だけメリットを受けたという方には、基本的にこの制度は活用できないような仕組みになってございまして。

それから、過度な投機的な事業を行うということとはこの制度の趣旨に反しますので、それは法律上できないということで、七条一項の規定に基づき政令指定をしたいと思います。

こんなことによりまして、本来の趣旨は十分に生かしたいわけでありまして、乱用についても歯止めを講じたということにしたいと思っております。仮にこの措置に違反するようなことがあった場合には、税務上否認をされ得るということになるのかと考えております。

○谷口委員 乱用されているかどうかというのは非常に判断の難しいところでございますので、この法律が施行されて、市中でLLPが生まれてくるといったときに、健全なLLPが組成されて稼働するように、ぜひ当初の立ち上がりの状況を見ていただきたいと思います。

このような悪用事例といえますか、もう一つ申し上げたいわけでありまして、御存じのとおり、アメリカで、エンロン、ワールドコムというような大きな粉飾がございました。特にエンロンの場合、どのような粉飾の形態であったかといえますと、エンロンという大きな本社があつて、その下にSPC、特別目的会社というのを三千社ぐらいつくったわけです。そこに損失をずつと振つていったわけですね。それで、エンロンそのものの財務状況は非常にいいように見えたんだけれども、実態は、この三千社に割り振られた、損がそのところにあつたというような事例がございまして。

私、これは何を言いたいのかといえますと、上場しておる企業なんかは特にそういう顕著な例でありますけれども、上場しておる企業が出資をしてLLPをつくる。このLLPがいわば連結グルー

プの範囲内であればいいんだけど、先ほどのエンロンの例で申し上げますと、SPCは連結グループに入らなかったわけでありまして、ですから、連結グループ全体の損益が明確にわからなかった。アメリカでは、その後、このSPCについても連結の範囲に入れるということになったわけでありまして。

このLLPがスタートして行われた場合に、連結グループの決算の中の範囲に入る、いわば連結子会社という形の対応が行われるのかどうかというところをお聞きしたいわけでありまして、本日、金融庁から来ていただいていると思っておりますが、このような対応について御答弁をお願いしたいと思います。

○振角政府参考人 それでは、私からお答えさせていただきます。

証取法に基づく連結財務諸表におきましては、親会社は、他の会社等を支配している場合、これらの子会社として連結しなければならぬとされておりまして、ここで言う会社等には、会社、組合、その他これに準ずる事業体が含まれるということにされております。したがって、LLPやLVCについても、親会社が支配していると認められる場合には連結されるということになっておりまして、いずれにしても、LLPやLVCを含め、経済取引等の進展を注視しながら、企業会計基準委員会と連携しながら、適切な会計処理が行われるよう努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○谷口委員 大もと、方向は今金融庁からおっしゃっていただいたとおりだと思うんですが、今回、LLPで難しいのは、出資で、LLPの全体の過半の出資であれば、これを支配会社、支配権の及ぶ会社と見るのか。

今回の場合は、内部自治、要するにLLPの内部で決定できるわけでございますから、先ほど事例で申し上げましたように、大学発ベンチャーのLLPを組成した場合に、大学の先生の持つていらっしゃるノウハウを評価して、これを四割、ま

た出資の方を一割と、この御本人が一割でも利益の配分が四割あるというような形に行い得るわけでございます。その判断をどういう基準で行われようとしたしておられるのか。今のわかる段階で、今判断できる段階で結構でございますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○振角政府参考人 引き続きお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、どのような形態になるときに連結にするかということについての細部については、今後、企業会計基準委員会で詰められることになると思いますけれども、例えば出資者がゼネラルパートナーとしての地位を兼任するなど、出資の割合としては少なくとも、意思決定機関を支配しているというのが認められる場合には、当該LLPは連結されるというようにすることが想定されるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○谷口委員 今おっしゃったのは、出資者が実質的な支配関係があれば、出資の状況いかにかわらず支配関係会社と見られるということで、連結グループ内かどうかの判断の基準にそれがなるという御答弁だったと思えます。

これはいろいろ形態が出てくると思えます。先ほど出ておりますLVCというのがあります。リミテッド・ライアビリティ・カンパニーというのがあつてありますけれども、これも、今国会で会社法の法案のときにLVCが出てまいりますけれども、基本的には同様の機動性のある、弾力性のある事業体で、これをどのように使うのか、使い方がいかによつては大きく変わってくるわけでございます。秩序ある、許容される範囲内での活動、組成をしていくために、所管省庁の経済産業省、十分このウオッチをしていただきたいと思うわけでございます。

ただいままでの議論をお聞きになられて、きょうは大変いっしょにやしませんけれども、副大臣、どのような感想を持たれたでしょうか。

○小此木副大臣 これは、先ほども答弁申し上げ

ましたけれども、アメリカですとかそういうところでは、LLPという制度がもう普通のように常態化しているといえますか、新しい企業形態といえますか、そういった中で、経済状況を潤していくという意味で、これは活発に利用されているというふうな感じを受けております。

日本の場合、先ほどの議論にもありましたように、あるいはこの委員会の中でも、こういう法律をつくっていく中で、いろいろなところに周知徹底をしていくということも含めて力を入れていかなければならないということで私は感じておりますので、そういったものをすばらしく世間に広めるためにも、そういったものをより活用できるように広めてまいりたい、このことにも努力をしたい、こういうふうにしてまいります。

○谷口委員 ですから、適正に運用されるようにぜひ見ていただきたいと思うんです。最初が、スタートが大変だと思うんですね。そこで悪用されるような事例が頻発いたしますと、その後、LLP、LLCの動向にも大きく影響が出てくるだろうと思うわけでございます。

それで、LLPでございますが、先ほども出ておりましたが、英国でLLPが創設されたきっかけというのが、弁護士事務所とか公認会計士の事務所とか税理士の事務所といったようなところの共同事業を行う場合に、これは非常にフィットした事業体だということとで英国ではつくられたというように聞いております。

それで、今回のLLPの法案、お聞きいたしますと、政令事項になっておるようでございますけれども、いわゆる士業が除外とされるということのようにお聞きをいたしております。

弁護士、公認会計士、税理士等々の士業の中で、例えば公認会計士で申し上げますと、今、監査法人という合名会社の組織体があるわけでございまして、そこに多数の公認会計士がおられて、また多数のクライアントがおられるわけでありまして、このクライアントにかかわっておられる公認会計士が、監査の上での失敗があつて、そ

れで賠償請求をされるということは十分理解できるところでございしますけれども、現行法上は、監査法人に所属しておる公認会計士はすべて無限責任になっておまして、すべてこの責任を負わなければならない、こういうことになっております。これも少々理解ができなところでもあるわけでございます。

今回、先ほど申し上げましたように、政令でいわれる士業については除外されておられるようでありまして、経済産業省としてどのようにお考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○北畑政府参考人 いわゆる士業の適用についての御質問でございますけれども、法律上は、七条一項一号の規定に基づきまして、有限責任の規定をすることがふさわしくない業務についてはこの制度の対象外にする、こういうふうにご考えております。

今御指摘のとおり、士業のうち、それぞれの法律で無限責任が規定されているものが多数でございます。弁護士、公認会計士はそういうふうにご規定されております。このようなものにつきまして是对象外にするという方向で考えております。ただ、士業でも、例えば電気工事士、それから中小企業診断士、これはそれぞれの法律について無限責任という規定が入っておりますので、むしろこのLLPが使えるというふうにご考えております。

英国では公認会計士、弁護士も対象になっているんじゃないかという御質問でございました。国際的にはそういうことでございます。私どもとしては、今後の課題として、こういう部分についてそれぞれの士業を所管している関係省庁とよく相談をいたしまして、仮に将来、有限責任を入れてもいいよという結論が出れば、政令指定でございしますので、その時点でLLP法が使えるようにしたい、今後の検討課題というふうにご認識いたしております。

○谷口委員 今御答弁をいただきましたように、弁護士、公認会計士、税理士等々の士業の所管の

省庁が、今無限責任の規定になっておる状況の士業が、もう変えてもいいではないかというような状況になれば、LLPにおいてもそのような対応をしていきたいということでございますね。確認をさせていただきます。

きょう、公認会計士を所管されておられる金融庁、また税理士を所管されておられる財務省が来られていますが、今すぐどういう方向なのかという答弁はなかなか難しいと思いますが、ぜひ省内、庁内で御検討をお願いしたいと思っております。

それで、LLPは三つの特徴があつて、有限責任、内部自治、また構成員課税、こういう三つの特徴があるわけでありまして、この有限責任というのは、出資の範囲内でもう責任を持たない、こういうようなことでございますが、例えばLLPが、出資ではこの運用資金を賄い切れない、事業の資金を賄い切れないということで、金融機関から融資を受けるということが十分考えられます。この融資を受ける場合に、担保を出せということになるだろうと思うんです。自分の担保がないといった場合には、今現行の市中で行われております状況から考えますと、では代表者の個人保証をしるというような可能性があるわけでございます。

このような形で、金融機関からの融資を受けるときに代表者の個人保証を行うということになりますと、有限責任だからこれは非常に使い勝手がいいんだと言っておつても、実態的に有限責任であるとは言えないというような状況も出てくるんだらうと思ひます。このようなことについてどのようにお考えなのか、経済産業省にお伺いしたいと思ひます。

○北畑政府参考人 ベンチャーでありますとか中小企業でありますとか、比較的小規模あるいは少数人数でやる事業のための組織形態でございますが、当初の出資額の範囲内でやるというのが基本であると思ひますけれども、それに加えて、融資を受けて事業をやるといふ形態

も大いにあり得ると思ひます。

その場合に、LLPの場合、法人格がございせんので、出資者である方の個人保証ということ金融機関から求められるということは大いにあります。その保証をした場合に、その範囲では法律上の無限責任ではなくて、その債務を負うという意味では無限責任になるといふのは先生御指摘のとおりでございます。

ただ、できる限りそういうふうにならない、もつと有利な使い方ができないかということ、いろいろ知恵は出したいと思ひます。考えておられて、例えば、少額の融資であれば、ベンチャー、中小企業につきましては無担保の融資制度とか信用保証という制度を整備をされております。民間企業でもこういう動きが出てまいりました。事業そのものに注目しての融資という動きが出てまいりましたので、LLPはそういうものの受け皿になり得る組織形態だと思ひます。

事業の中心いかんではございますけれども、そういった柔軟な融資の対応ということが可能になるようにこの制度を育ててまいりたいと思ひます。

○谷口委員 今局長がおっしゃった柔軟な融資対応ということでありまして、今、担保をとらないプロジェクトファイナンスというのがあるわけですね。

これは金融庁の方にも申し上げたわけでありますけれども、我が国の金融機関は審査能力が諸外国に比べて弱いと言われておるわけでございします。そのような観点で申し上げますと、このプロジェクトファイナンス、担保をとらなくても融資ができるというふうな、大変な審査能力が必要なかわけでありまして、このような融資のやり方が広く流布するように、経済産業省の方からもLLPのことも含めて申し上げていただきたい、金融庁も、このような融資のやり方が広まっていくなにより、ぜひ金融機関におしやつていただきたいと思いますように要望をいたしたいところでございます。

それで、大臣帰っていらつしやいましたので、もうあと最後の質問になるわけでありましてけれども、先ほどの質問にもお答えをされていらつしやいました。このLLPというのは企業社会全体を大きく変える可能性がございます。LLCも含めてですね。それで、今回のLLPは、能力重視経営、これをより一層進めるだろうと言われている。柔軟で機動性のある経営が行い得るということも言われておるわけでございます。

このような状況の中で、このLLPが施行されて市中で広がってまいりますと、企業社会も大きく変わってくる可能性があるだろうと私は思います。このときに、大臣の立場で、企業社会が一体どのような形に望ましい。現行、この会社の形態を見ますと、今回、会社法で有限会社が株式会社と一体となるわけでございます。ですから、有限会社という法人形態がなくなるわけでございますが、あと合弁会社、合資会社といったような企業形態があります。そこにこの機動的なLLPだとかLLCが入ってくるわけでございます。今回の法律の対象でございますLLPが企業社会の中でどのように育つてほしいのか、大臣としての期待を述べていただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 途中失礼をいたしました。今の御質問には、まさに、ある意味では、大きく、活力のある、スピード感を持った事業活動がより必要な時代に、大いに貢献する制度にしたいというのが結論でございます。

日本においては、デフレとか不況とかあって、起業、業を起す方と廃業のバランスが、ずうっとこのところ廃業の方が多かったわけでございます。また、業を起す方も、ほとんどが株式会社、有限会社であつたわけでありまして、アメリカの場合には、業を起す中の半分ぐらいがLLCというふうな現状も見ますと、そういうスピード感を持ってやっていくアメリカ社会においても大変大きな存在になっているわけでありまして、

そして、その場合に、企業を新しく設立すると

か合併するとか、そういうことは大変手続もかかりますし、企業というのは、冒頭、先ほど申し上げましたように、法人として長く存在し続けるものでございますから、一たんつくるとなかなかこれを、ある意味では畳むということもそう簡単にはしにくいという状況もありますから、そういう意味で、新事業連携でありますとか、あるいはまたベンチャー創業でありますとか、あるいは大学も含めた異業種間の連携でありますとか、いろいろな意味でスピード感を持ってやっていくということが、これからの特に中小、ベンチャーの事業活動に大いに貢献ができるという意味で、一つの選択肢として、しかし大きな役割を果たしていくべきものだというふうな期待をし、できるだけ早くこの制度を世の中で周知徹底をしていただきたい、そして利用していただきたいと思ひます。

もちろん、これを悪用するということがあつてはならないということで、その辺にも十分配慮をしながら、しかし先ほど申し上げたような目的に大きく貢献できるものと確信をしておりますので、そういう趣旨から、国民的、経済的に大いに貢献していただきたいというふうな考えております。

○谷口委員 ぜび、そういう大臣がおっしゃった観点で、一刻も早くこの法律を成立させて、現場でLLPが非常にうまく稼働できるようにやっていただきたいというふうに申し上げまして、終わらせていただきます。

○河上委員長 次に、村井宗明君。

○村井(宗)委員 民主党の村井宗明です。本日議題になっております有限責任事業組合契約に関する法律案について質問をさせていただきます。

私の地元は富山市です。本日、四月一日、周辺の七つの市町村との合併によりまして、人口四十二万人の新しい富山市が誕生しました。(発言する者あり) ありがとうございます。面積は千二百四十平方キロメートル、全国で四番目に広い市が誕生しました。

地元では、合併を祝う式典や、さまざまな記念

のイベントが開催されておりますが、何かもう一つ盛り上がりつておりません。それは、地元の経済を支えている中小企業や中小の商工業者、個人商店などが元気がないからではないかと私は思っています。商店街がシャッター通りとなり、人通りも少なく、目につくのは、店じまい、閉店大売り出し、テナント募集の張り紙ばかりです。経営不振や後継者難によって廃業する事業者がふえている一方で、新しく開業する企業数は伸びてきておりません。これは決して富山市に限ったことではなく、全国の地方都市では共通の問題であり、かつ構造的で深刻な問題でもあります。

実はたまたま、昨夜、地元で通夜に参列してまいりました。飛行機でばつと帰って夜行電車に戻ってきたんですが、精密機械の地元企業の社長さんがまだ五十代の若さで亡くなられました。富山の中小企業の機械工業の事業者のリーダー的な社長さんで、御自分の会社はもとより、同業者の経営にも走り回って汗をかくておられました。残念でなりません。幸い、この社長さんには跡を継がれる御子息もしっかりおられますので、必ずや立派に事業を発展させていかれるものと思ひます。

このお通夜の席でも聞こえてくるのは、中小企業の置かれた環境の厳しさばかりです。大型店の出店によって売り上げの大幅減に迫られた商店、低価格のチェーン店の進出によって常連客を奪われた床屋さん、市町村合併によって工事の受注減を心配する水道工事店など、例を挙げれば切りがありません。

三月十六日の委員会の質疑でも申し上げましたが、バブル経済崩壊以降、繰り返して実施されてきた景気対策や中小企業対策、政府、経済産業省が知恵を絞ってこれたさまざまな支援策が膨大な予算とともに実施されているわけですが、残念ながら、なかなかいい結果につながっているとは言えない切れません。

このような現状認識、基本的な問題認識を申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず、この有限責任事業組合、以下LLPと表現させていただきます。このLLPの法整備が現在までおくれしてしまったのはなぜなのか、この法整備のタイミングの問題について質問いたします。

アメリカでは、LLCが、一九七七年から、まずワイオミング州で導入され、現在五十州のすべてで認められています。このアメリカのLLC制度は、構成員の有限責任、構成員課税、柔軟な内部自治に加えて、法人格も有するとされています。この十年間で実に八十万のLLCが誕生しており、同時に株式会社設立が百万社です。LLCが新規創業、ベンチャー立ち上げに重要な役割を果たしていると言えらると思ひます。

他方、イギリスでは、二〇〇〇年にLLP制度が導入されました。会計事務所や法律事務所、さらにはデザインやコンテンツ産業にまで普及し、二〇〇四年には約一万社になるとされています。そこで、お伺いいたします。アメリカにおけるLLC制度は一九七七年から、イギリスにおけるLLP制度は二〇〇〇年から始まっているのに、対し、我が国では制度の法整備が現在に至ってしまつた経過と要因を御説明願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、高木(陽)委員長代理着席〕
○北畑政府参考人 米国及び英国におきまして、LLC、LLP制度が、御指摘のような経緯でスタートをし、新規開業の大きな制度的な支えになつておるということは委員御指摘のとおりでございます。

私ども、この新しい制度の研究に着手いたしましたのは、二〇〇二年から三年にかけて、省内にLLC研究会を設けまして検討いたしました。この成果は、法務省の方で、今回の会社法の現代化の中で取り入れられるというふうな成果に結びついておると思ひます。LLPにつきましては、二〇〇〇四年に研究会をスタートいたしました。二〇〇五年に結論が出、今回法案を提案させていただきましたという経緯でございます。

イギリス、アメリカに比べると遅いではないか

という御指摘であらうかと思えますけれども、制度として大きく普及したのは、米国でも九〇年代の後半でございますし、英国でも二〇〇〇年以降でございますので、そう大きくおくれをとったということではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、できるだけ早期に、この法案が仕上がり、その制度の普及に努力をしてまいりたいと考えております。

○村井(宗)委員 次に、LLPの組合の業務に関する制限について伺います。

イギリスのLLPは、もともと弁護士や会計士が共同事業を行う際の組織体として創立されたのが始まりだと聞いています。複数の弁護士や会計士が共同して取り組む場合、有限責任や構成員課税の制度が有効に活用されたんだと考えられます。

今回の日本版LLP制度においては、組合の業務の制限として、弁護士、弁理士等のいわゆる士業を対象から除外すると聞いておりますが、その根拠をお聞かせいただけます。

○北畑政府参考人 LLP制度はどのような事業でも広く利用できる制度という形で考えておりますけれども、御指摘のように、弁護士、公認会計士、税理士、いわゆる士業のうちで、それぞれの根拠となる法律で、それぞれの事情から無限責任というものが法律上定められておる、こういう士業についてはこの制度は利用できない。したがって、法律上、対象業種から除外するというふうな考えでおります。ただ、士業のうちでも、例えば電気工事士、栄養士、中小企業診断士、こういった士業につきましては、このような無限責任という規定がございませんので、これはLLP制度が活用できる、このように考えております。

英国ではそういうふうになっているではないかという御指摘でございますが、国際的に見れば、こういう士業につきましてもLLPのような有限責任の事業体を活用するというのが流れではないかと思えます。また、産業界の方からもそういう要望があるということは承知しております。

それぞれの所管省庁と相談すべきことでありますけれども、今回は見送るということにさせていただきますが、将来、仮にそれぞれの業を所管している官庁の方で法律改正がなされる、あるいは解釈が変わるということになれば、LLPはそれを受けて対象にするということで、政令改正という形で臨みたいと考えております。

○村井(宗)委員 ベンチャーや新規創業を始める人たちにとっては、何といっても立ち上げの資金の調達に大変苦労するのが現実だと思います。アイデアやノウハウそのものが現実に融資してくれる銀行はなかなか見つからないのが現状だと思います。やはり土地を担保に、あるいは個人の連帯保証をつけてという話になってきます。

そこで、お伺いします。今回のLLP法案では、出資のみの組合の参加を認めないとしていますが、その理由を御説明ください。また、組合の意思決定の中で重要なものを総組合員の同意によることとしている理由は何かでしょうか。お聞かせいたします。

○寺坂政府参考人 お答えいたします。

LLP制度は全組合員の有限責任を確保しておりますというところでございますので、債権者の保護が重要な課題となるわけでございます。そこで、各組合員が出資のみでいわば名義貸し的に参加することを認めない、そういうふうにするによりまして、各組合員の有します個性と能力を、共同事業性を高めて、いかに発揮させて組合事業の成功に導いていく、これを通じまして債権者保護を図るということにしているわけでございます。

それからまた、LLP制度では、組合事業の運営に關します重要な意思決定をいたしまして、多額の借入金や重要な資産を売却する際には総組合員の同意を要することとしておりまして、これも、組合員の業務執行への義務づけと同じく、LLPの債権者を保護するための措置であります。多額の借入金や重要な資産の売却は、債権者が当てにしております組合財産に重大な影響を及ぼすと考え

られます。したがって、その決定に当たりましては、全組合員が慎重に意思決定をするというふうにしていただいております。

なお、LLP制度に關しましては、出資者に直接課税をいたしますいわゆる構成員課税、これが適用されているということでございますので、いわば損失の取り込み、これだけをねらった節税目的に活用される懸念もあるわけでございまして、組合員の業務執行への義務づけ、それから、重要な意思決定への総組合員の同意を要するとしてい、そういうことは、こうした節税目的のいわば悪用といえますか、そういったものを防ぐ効果もあると考えているところでございます。

○村井(宗)委員 このLLP制度の創設が新しい経済活動の幅を広げ、ベンチャーのチャンスを拡大する役割を果たしていくには、LLP制度が正しく理解され、世の中で正当な評価を獲得していく必要があると思えます。

そこで、お伺いいたします。初めから計画的に債務を逃れる目的でLLPに財産を出資したり、財産隠しを図るような制度の乱用を防止するためにはどのような対策を考えておられるのか、お聞かせいたします。

○寺坂政府参考人 LLP制度は、前向きな共同の連携事業、そういったものに使いやすい制度と考えているわけでございますけれども、他方で、制度が乱用されないよう、さまざまな規定を設けているところでございます。

例えば、個人の財産への差し押さえを逃れるためにLLPに出資を行って財産隠しを図るとか、あるいは、先ほどもちょっとありましたが、過度な節税のみを目的とするような、そういった事業のためにLLPを利用する、そういった行為が想定されるわけでございまして、したがって、今回御審議いただいておりますこの法案におきましては、法律上そうした悪用を防止するための措置を講じているわけでございます。一つは、財産隠しなどの不当に債務を免れるような利用の禁止規定を設けてございます。

それから二つ目には、組合事業の健全性を高め、それから出資者全員が業務執行に参加することを義務づけているわけでございまして、これで、先ほども申し上げましたが、租税回避的な使われ方を防止することが可能になるというふうな考えてございます。

それから、三点目といたしまして、債権者を害するような過度に投機的な事業につきましてはLLPの業務としては行えない、そういう規定を設けることとしていくわけでございます。

こうした規定に違反いたしました場合には、有限責任制が否定されまして、税務上のメリットも受けられないということになるわけでございまして、前向きな事業に使われていくというふうになるものと考えておるところでございます。

○村井(宗)委員 次に、LLPの損益の配分の問題についてお聞かせいたします。

損益の配分が、必ずしも出資金額に拘束されず、組合の構成員の話合いによって柔軟に決めていることは大いに評価できると思えます。さまざまな異なったノウハウやアイデアを持ち寄って、損失と利益の配分についても異なった配分比率を話し合いで設定している場合、個人同士や小規模の企業だけで構成されている組合であれば、かなり公平かつ平等な話し合いによる決定が期待できるのではないかと思います。

ところが、大企業と中小企業が同じLLPを構成する場合はどうでしょうか。仮に、親企業と下請企業がいったん関係がなかったとしても、大企業が本来持っている優越的地位が中小企業や個人構成員を弱い立場に追い込んでしまいう心配はないでしょうか。LLPの構成員間で話し合いが行われても、結局、結果として中小の持つアイデアや技術が大企業に吸い上げられて終わってしまうのではないかと危惧があります。

そこでお聞かせいたしますが、損益の配分を出資比率に關係なく柔軟に決められることは非常に評価できると思いますが、現実問題として、大企業

と中小零細企業が組む場合は、大企業の優越的地位によって中小企業が不利を受けるのではないかと懸念をどのようにお考えでしょうか。ベンチャー支援、創業支援としての立場から、そのお取り組みをお伺いいたします。

○北畑政府参考人 LLP制度の特徴というのは、御指摘のとおり、柔軟な権限配分、損益配分ができるということがポイントでございます。

したがって、使われるケースとして想定しておりますのは、技術やノウハウはあるが資金力がないという中小企業が資金力のある大企業と組むことによって出資額以上の権限配分、損益配分を受けるといったのが本来の趣旨でございます。

ただ、御指摘のとおり、大企業の優越的地位の乱用というものがあつて、中小企業が出資額より低い損益配分が定められたらどうするのかという御指摘につきましては、これは制度の趣旨に反するものだと考えております。

私どもとしては、このLLP制度の正しい趣旨、本来の趣旨ということにつきまして、PR、その啓蒙、普及、それから相談、そういったことをやっていきたいと思ひますし、御指摘のようなケースについては、例えばガイドラインのようなもので示すというような形で指導をしてまいりたいと思ひます。極端なケース、優越的地位の乱用に当たるようなケースであれば、独禁法所管当局とも相談の上、そういうものについてはそういうことが起こらないような対処をしてまいりたい、このように考えております。

○村井(宗)委員 だとすれば、私が今言ったような懸念が行われる場合、つまり本来の趣旨と違うような場合には独禁法の問題がかかつて、それが改正されていくというふうにご考慮よろしいでしょうか。

○北畑政府参考人 そういうケースがないような指導をしたいというのがまず本来の対処でございますけれども、個別のケースを見て極端なケースがあれば、独禁法の不正な取引、大企業による優越的地位の乱用というケースが、多くはないと

思いますけれども、仮にそういうケースがあれば個別に対処してまいりたいと考えております。(発言する者あり) 現行法で対処できると考えております。

○村井(宗)委員 今の、ただの弁解ではなくて、やはりきちんとそういったようにしていただかないと、普通に考えると、大企業と中小企業の間で話し合つて決めてくれなるとなると非常にうまくいかなくなるケース、私は多いんじゃないかという心配をしております。きちんとそういう指導をしていただけるようにお願いを申し上げます。

さて、三月十六日の中小企業経営革新支援法の質疑の際にも取り上げさせていただきましたが、ベンチャーや新規創業の立ち上げに当たって最大の壁は、やはり資金の調達の問題ではないかと思ひます。

そこで、金融面でのLLPの支援についてお尋ねしたいと思ひます。

債権者保護の観点から必要な規制を整備している点はまさに評価できると思ひますが、ベンチャー支援や創業支援の促進を図るためには、中小企業が打ち出している新連携などの中小企業支援策と綿密な連携を図つて、LLPの金融支援対策も必要になると考えますが、取り組みはいかがでしょうか。お聞きいたします。

(高木(陽)委員長代理退席、委員長着席)
○北畑政府参考人 LLP制度が想定しておりますのは、まさに中小企業の新連携のようなケースでございます。多くの中小企業が技術なり資金を持ち寄つて柔軟な組織で対応するというのがこの制度でございますので、新連携法との連携には中小企業庁と十分な相談を既にしております。十分に活用されるような対応をしてまいりたいと思ひます。

それから、資金面の支援ということでも中小企業庁と話をいたしております。連携事業を行う場合について中小企業新法の支援対象として、補助金、融資、税制などの支援策が受けられるような形で対処をしてまいりたいと考えております。

○村井(宗)委員 次に、このLLPの名称、ネーミングの問題をお聞きしたいと思います。

前回質問に立つたときも申し上げましたが、経済産業省及び中小企業庁は、大臣を先頭に、日本の景気回復に向けてまさに不眠不休の努力をされておられます。実にたくさんの方策を出していただいております。膨大な種類、数量のパンフレット、ガイドブックなども出していただいております。ところが、どうしても複雑でわかりにくいという声がありま

す。確かに、連日経営と資金繰りに頭を痛めている中小企業の皆さんにとつてみれば、経済産業省のホームページをゆくりと見ている暇はありませんし、中小企業庁の出すあのガイドブックを熟読しているゆとりもないと思ひます。

そこで、これは実業の分野にもお詳しい副大臣にお聞きしたいと思います。

今回のLLPの名称に関して、「有限責任事業組合」という文字を用いなければならない。」とされておりますが、もう少し簡潔でわかりやすく、なおかつベンチャーや創業にふさわしいそれなりの名称に工夫できないものでしょうか。有限責任事業組合という名前だけでは、一体何なのか一般の方には非常にわかりづらい。例えばベンチャー組合だとか新創業組合とか、ほかの名称を何とか工夫できないかという提言をしたいと思ひます。

また、名称に関して、株式会社は(株)、有限会社は(有)が一般的に使われているわけですが、この有限責任事業組合の場合はどのようなことになるでしょうか。お聞きいたします。

○小此木副大臣 おはようございます。私も、そちら側の委員のときに、当時は通産省に對して、本当にこの中小企業施策というのは経営者にとつて、あるいは従業員にとつても国民にとつてもわかりやすいものでなければいけない、ですから、そういうわかりやすい説明というものを本当に熱心にもうろうようにということをお求めを心がけ、選挙区でも訴え、国にもそういう要請をしてまいりました。

そこで、今御指摘の点でありますけれども、こ

の有限責任事業組合という名称を用いなければならぬということについては、内部でも外部でも、公式な文書、取引先との契約、組合の中での定め、こういったものについてはこの名称を使うということを経営者の保護という観点から、この要請で規定しているということでもあります。

一方で、今委員がおっしゃった(株)ですとか(有)とか、株式会社、有限会社というものを表現する場合もありますけれども、これは一般の業務、活動の中で、封筒ですとか、はがきも入れるんではないかと、あるいは名刺、こういったものには略称が使えるようになってございます。

いずれにしても、今論じられていることが世に出ていく中で、LLPという略称がそのまま使えるようになってきたり、そういった略称も、私が冒頭に申し上げた以外のものでは使われるようなことを期待したいというふうにお聞きします。

○村井(宗)委員 今副大臣が言われたことももちろんわかるんですが、仮に略称であるLLPというものが使われたとしても、まだ一般の人には一体何なのかわかりづらいと思ひます。ネーミングをもっとわかりやすいものに変える、例えばベンチャーとか創業とか、そういう言葉を入れることも含めて、どうでしょうか。副大臣もしくは経済産業省の方、お答えください。

○北畑政府参考人 おかげさまで、LLPという言葉あるいはLLCという言葉、我が国でもかなり普及をしております。したがって、LLPという言葉を使うというものが基本ではないかなと思ひますけれども、さらに知恵を出してまいりたいと考えております。

○村井(宗)委員 今経済産業省の方は、LLPという言葉が普及しているというふうにご言っておりますが、多分私は、一回世論調査をする必要があると思ひます。国民のうち何割がLLPという言葉が本当に知っているのか、そして、本当にばつとそれが出てきたときにどれだけの人が理解してイメージがわくのか。私はまだまだ問題があるのかなという気がして、不安に思つております。

また後日その問題を考えていただければというふうに思っています。

では最後に、中川大臣にお尋ねしたいと思ひます。

新連携の質疑の際にも申し上げたんですが、やはり、新しい施策や制度をただつくただけではなくて、必要な人にとってできるだけわかりやすく、できるだけ簡潔に理解していただき、そしてその制度や仕組みをより早く普及させていくことも経済産業大臣としてぜひお考えいただかねばならない点だと思っています。

前回の質問では、日本版SBI-R制度における六省庁縦割りの問題を取り上げさせていただきましたが、今回のLLP制度の普及推進に関しても、文字どおり省庁の枠を超えてPRしていく話ではないかと思ひます。また、それだけの効果も期待できるものだと思います。

大臣にお聞きいたします。このLLP制度の普及推進に向けた今後の取り組みと、例えば、期待されている農業分野での活用に向けた農水省との連携など、省庁の枠を超えた取り組みの拡大についての御所見をお伺いいたします。

○中川国務大臣　もちろん、日本の中小企業、ベンチャーを初めとして、事業活動の活性化のために大いにLLPを活用していただきたいということとでございますが、何も経済産業省だけで、あるいはまた経済産業省所管の経済活動体だけでやることは毛頭考えておりません。そういう意味で、農水省の方も、こういう形の新しい事業形態ができてくるということは歓迎だということも公式の場で言っておられるようでございますから、例えば、農業者と農業関係の食品とか流通とか、あるいは農業機械とか、いろいろなところが組んでやっていく、あるいは農業組合とやっていくということも含めて大いに活用していただきたい。それによって、農業あるいは食品産業その他、例えば福祉関係とかいろいろな分野で、こういうスピード感を持って小回りのきく事業体がどんどん活用されていくばいいと思っております。

ちなみに、LLPがもっと普及するように国民の皆さんに、関係者の皆さんに利用していただくように、我々はPRが大事だということは村井委員からもいつも御指摘いただいているところでございますので、これについてもPR、あるいはまた、今事務当局の方から、LLPは大分普及してきた、私も今手元に幾つか新聞記事の切り抜きがございまして、例えばNPO法人なんというの、最初は何だったんだろうと思ひましたけれども、今すっかり国民に定着しておりますので、一日も早く国民にこのLLPという言葉が定着し、活用していただけるように、我々としてもさらに努力していきたいと思っております。

○村井(宗)委員　ありがとうございます。

○河上委員長　次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員　渡辺でございます。それでは、この法案の審議、質問をさせていただきたいと思ひますが、その前に、きょうはせっかく経済産業大臣がいらして、なかなかか面と向かつて質問をする機会がございませんので、ひとつまず冒頭お尋ねをしたいと思ひます。

この数日、きのう、おとといあたりちよつと話題になっていた愛知万博、愛・地球博についてなんですけれども、小泉総理大臣のツルの一声と言われているんですが、本当にそういう一声があったのかどうかわかりませんが、感想を述べられたことが、弁当の持ち込みぐらい認めてやってもいいじゃないかと。

正直言つて、我々も先般この経済産業委員会で行かせていただきました、まだすべてでございまして、いらない中で関係各位の御案内で、急ぎ足でありましたけれども、ざつと概要を見させていただきまして、これは、私個人の感想はさておきまして、かなり大勢の方が来られる、国としては半年間で千五百万人の入場者を見込んでいる中で、もう八百万枚ほどの前売り券が出ているんだというように説明を聞きまして、ただ、始まってきたらこれ

はいいろいろな問題が出てくるだろうなど。

一つ驚いたのは、藤が丘という駅で、名古屋の駅から地下鉄に乗りまして藤が丘であの例の新しい交通システムに乗りかえると、実は、キャバシティーが合わなくて、乗りかえが大変なアキレス腱なんですというふうにいきなりおっしゃってました。そうしたところが、実際始まってみると、実はそこで一時間待ち、リニアに乗る方々が大変な数に膨れ上がってしまった。例えばこういう問題ももう既に指摘されていますし、また今回のような、まさにもったいないということがキーワードでありながら、入場する人たちには弁当をあけてこれを外で捨てなきゃいけないということまでも発生したわけでございまして、私は、これももちろんテロ対策だとか何だとかということを含めて、警備をされる方はよくわかりますけれども、やはり、まさに来る方が不満を持ちたり、非常に不愉快な思いをしてまでやるのであれば、もうちよつと事前に何とかならなかったのかなと。一日五万人から二十万人の方の入場を見込んでいる鳴り物入りで始まったこの愛・地球博が、実は食事をする場所が限られていた、あるいは単価は、当然テナントもビジネスですから、ある程度の額にしなければやっていけないんだという中でやっていくとすると、これはよく言われているように、ハンバーガーセットが千円だとか、何が千五百円だとかでびっくりしたと。

これは、今のようなネット社会ですと、こういういろいろな意見というのは、感想がどうだったかともう既に一部マスメディアにも随分手厳しく辛口で書かれている部分もあるのは御存じだと思いますけれども、この愛・地球博が始まって、所管大臣とされまして、こういう今の問題が幾つか出てきた中で率直にどうお考えか、どう見ていらっしゃるのか。始まってみて想定したことよりもいろいろなことが起きたなというふうに見ていらっしゃるのかどうか、その点につきまして、冒頭まず法案の質問に入る前にお尋ねしたいと思ひます。

○中川国務大臣　結論的に言うると、渡辺委員が自分の感想は別にしようというふうにおっしゃいましたけれども、ぜひ感想も聞かせていただきたいと思います。とりあえず、三月二十五日から無事スタートできてよかったねというところで一つほっとしているわけでありまして。しかし、これからが正念場。世界じゅうから、そして日本じゅうから、特にお子さん方に来ていただきたいということは私、強く希望しているわけでありまして、そうやってきたときに、想定していたことよりも全然違うことが発生をする、例えばもう既に人気パビリオンでは二時間待ちとか、きょうはもう見られないとかということになると、せっかく来た特にお子さんあるいは外国から来た方には、申しわけないと担当として申し上げるしかないわけでございます。

総理からも、とにかく来ていただいた方の立場で、できるだけ楽しく見ていただくように配慮をしろうということは前々から何回も私も指示を受けているところでございまして、その一つがお弁当の件であつたわけであります。もちろん、各国のお料理みたいなものも本場にいっぱいあるわけですから、それと大いに楽しんでいただきたいという気持ちもありますし、他方、朝早くお母さんがお弁当をつくって家族がみんな来るとしたらその気持ち、いきなり、行ったらだめですからごみ箱と、これはちよつとひど過ぎると私も率直に思つたところで、指示をしたところであります。

そのほか、私としては、これは海外にいる人から聞いた話として、世界の主要都市に愛・地球博のポスターが町の中に張ってありますけれども、これが非常にわかりにくい。何かマンモスの写真の上に愛知エキスポなんて書いてあつて、一体この国の何のイベントなんだ、よくわからないという御指摘も受けたので、海外のポスターも日本の愛・地球博のポスターだということがわかるようにしないかためだということで、今ポスターを修正させているところでございます。

事ほどさように、実際やってみると、大阪万博は今から三十五年前のことでございますので、いろいろな試行錯誤をしながら、問題点があれば早急に対策をとり、きちんとして、これからの気がついたところは当委員会の先生方、あるいはまたインターネット等を通じてどんどん御指摘をいただき、少しでも来ていただいた方に目的達成、つまり、来てよかった、楽しかった、勉強になった、そして、家族としていい時間が過ごせた、友達という時間が過ごせたというようなことになることが最終目的でございます。弁当やポスターの例はごく一例でございます。これからもういろいろと御指摘をしていただき、主役であるお客さん方に満足していただけるように、これからも一生懸命努力していかねばならないと思っております。

○渡辺周委員 私、今、中川大臣の率直な御感想を聞かせていただいて大変心強く、うれしく思ったわけでございます。

私も、小学校の四年生のときだったでしょうが、大阪エキスポ七〇があつて行って、いまだに、何か非常にわくわくとしながら、エキスポ七〇の未来という一つのテーマで、あるいは世界というテーマの中で非常に喜んで駆け回ったような思い出がございます。

今の子供たちは、いろいろなテーマパークがございますし、ネット社会、いろいろな情報というのは当時比べれば物すごく、うらやましいぐらいにいろいろなことが吸収できるわけですけれども、あるいは体験してきたわけです。それでもやはり、未来に対する期待とか、科学技術に対する期待とか、あるいは環境というものがいかなるものであるかということについて、我々が幼かったときのような何か一つの契機になってもらえたらと思うんです。

ただ、本当に、今おっしゃったみたいな、運営、警備上の都合や、あるいはエキスポのとにかく事なかれ主義で何でも過剰なまでのことをして、それが結果的に、非常に、何だ、あんなの

だったらお金払って並んでまで行くことなかったというようなことになったら、一体それは何の意味があつたんだろうなと思ひますし、まさに主催者側の理屈ではなくて、ぜひ来る方々の立場に立つて、テロの脅威をいえば、これは東京駅だつてそれこそテーマパークだつて一緒なんですね。それは、どこだつて人が不特定多数集まる場所は当然危険なわけでございます。

ですから、例えば、今ペットボトルを持ち込んではいけない。だけれども、例えば、では、これから夏の暑いときになって子供たちがその中で熱中症や日射病になつたらどうするんだと。水分はたくさんとりましようと言う割には、行つてみたら高い物ばかり買わされて、では、水筒をぶら下げて、いつも水筒の中に何か入れているわけじゃない。では中に入つて水分をとることができないのか。こんなことだつて、これはやはり親御さんたちからいろいろ出ているわけですね。今春休みですけれども、ゴルフデンウィークとか夏休みになつたら行こうねと言つて、ところが、こんなのだつたら行かない方がいいんじゃないかと。だとすれば、当初もくろんだ千五百万人という人数は、これは果たして本当に確保できるのか、達成できるのかなと、まさに不安になるわけでございます。

そういう意味で、これは総理大臣の一言のみならず我々も、いろいろな方でこれからこの半年間の期間運営していく中で、いろいろな声が出てきたことにはやはり謙虚に耳を傾けて、とにかく改善をする。これは恥ずかしいこと、格好悪いことなのかもしれないけれども、やはり見直す、あるいは柔軟に検討し直すということは可能な限りやつていただきたいと思うんですね。また、そういう声が世論として起きた場合には柔軟に対応できましように、警備当局も含めまして、主催団体、財団も含めてぜひそういうことに対してはリーダーシップを発揮していただきたいと思ひます。

もう一回決意を聞いて、次の質問に移ります。

○中川国務大臣 全くそのとおりで、もちろん安全第一、それから事故とか病気が起こらないということが大前提ではございますけれども、とにかく楽しんでもらつて、何らかの感動なり、今渡辺さんが大阪万博のときの記憶、私も高校生のときに行つて、真夏に行つて、暑い、しかし、月の石とかテーマ館のすばらしい正倉院の建物を擬したパビリオンとかは、今でも記憶に残つております。とにかく、子供たち、世界じゅうの人たちに、我々が三十五年前のこともこうやつてやりとりできるぐらいの、あんなような形になるだけの内容を持つている万博でございますから、それ以外のもつたらないことで、つまり弁当がどうしたとかペットボトルがどうしたとかそんなことで、本当に、せっかく来たのに見られない、あるいはまた不愉快であるということになつたらこれはもう大変なことでございますので、もう御指摘のとおりでございますし、どんどんそういう声を上げていただきたい。

私は、帰りに目安箱でも置いて、出口のところ感想はどうですかというものでもやろうかなと実は内々思つていたわけでありましたけれども、いきなりこの公式の場で言つてしまいましたけれども、とにかく、来ていただいた方に少しでも喜んでもらう、そして、我々の自然の叡智、あるいはまた日本、御地元が頑張つている万博を何として成功させたいということ、どうぞ渡辺委員にもこれからも引き続き何なりと御指摘いただきましたと思ひます。

○渡辺(周)委員 ありがとうございます。それでは、きょうの案件でございます法律案につきましても質問に切りかえさせていただきますと思ひます。

もう大分我が党の委員からいろいろ問題点が指摘されていますので、できるだけ重複を避けて質問をしたいと思つております。

このLLPの設立に向けて、これから国としてどういう準備をしていくのか。あるいは、LLPが設立をされるということで、企業でありますと

か大学でありますとか、こういうところでもう既に準備を始めているというやにも聞いているわけでございます。

そこでお尋ねしたいんですけれども、あれは平成十四年、十五年、十六年度、昨年度までだったでしょうか、たしか何か大学発のベンチャーを千ぐらいやろうというもくろみが一つあつたやに聞いておりますけれども、例えば大学発ベンチャーということが現実どれぐらいまでこの三カ年で進んできたのかということ。それから、このLLP設立に向けて、企業や大学の現状、どれぐらい準備している、あるいは問い合わせが来ている、あるいはこんな話で今進もうとしているということ、どのような関心が高まっているのかということにつきまして、まず冒頭お尋ねしたいと思ひます。

○齋藤政府参考人 御質問の大学発ベンチャーでございますが、平成十四、十五、十六の三カ年で千社まで持つていきたいということをやつております。

正式に年度末の数字が出ておりますのは、昨年末で七百九十九社。それで、昨日十六年度が終つたわけでございますが、途中段階でどんどん集計が入つてきているものでもう千社を超えているということでございますので、所要の成果は十分上がったのではないかと考えております。

○北畑政府参考人 LLPの準備状況についての御質問でございますけれども、中小企業の物づくりの産地、その組合から、中小企業の連携としてこの制度をぜひ使いたいということで具体的な相談を受けております。また、先ほど大臣の方から答弁させていただきましたけれども、農業関係から、農業分野のこういう連携事業についてこれが使えないのではないかとということで御関心とお問い合わせをいただいております。

それから、先ほど齋藤局長から答弁いたしましたけれども、大学発ベンチャーの受け皿としてはこのLLPは大変適切な受け皿だと思つておりま

して、こういったところで活用されるのではないかと期待をいたしております。

○渡辺(周)委員 まさにきょうもこんな形で、このような新たな経営形態のメリットが今あるわけでございます。もしかしら、知恵があれば、意欲があれば、あるいは何らかの研究成果があればこれを実現できる。今までだったらなかなかできなかったことが、今回のいわゆる株式会社と有限会社、そして民法組合の利点、それぞれの利点を合わせた形でのこういう形態がつくれることで、まさにそうした地方から、具体的には農業の分野でありますとかあるいは地域の産地で何かそういうことができないかということで、確かに、今回の法律の目的であります新たな経済活力を生み出す原動力になるのかな、新たな起業が行われるのかなということでは、これから周知されていけば、私どもとしても非常に期待をできる場所なんでしょう。

一つお尋ねしたいのは、現実問題として、有限責任、構成員課税、そしてまたもう一つは内部自治の原則。非常に立ち上げやすい組織である反面、そのメリットの反面で、私はデメリットも実はこれはあると思っているんです。

一つお伺いをしたいのは、まず信用性をどう高めるかということだと思ふんです。これは、例えば出資比率にこだわらないということ、きのうもちょっと役所の方に聞きましたら、出資金というのは、理屈的には、一番少なければ二円からですか、一円ずつ出して二円から出資できるといふことを実はちょっと伺ったわけでございますけれども、そういう理解でいいのかなのかということがまず一点でございます。

つまり、社会的信用というのは、これは実際運用が始まってみないとわからないことでございます。先ほども、今申し上げましたみたいに、出資金の額に応じて、応じなくても、というよりも、例えばもし数円とか数十円単位でもこれが設立できるということになれば、それはイコール財務力が実はない。

そしてまた、簡単に運用できる経営システム。これは後ほどちょっとお尋ねしますけれども、意思決定機関を設置しないということが、柔軟な意思決定、スピーディーな意思決定ができるという反面で、では、例えばこの意思決定ができない場合はどうするのかということも出てくると思ひます。これは後ほど質問するとして、こうした信用力ということはまだまだこれからつくり上げていかなければならない非常に大事な問題だと思ひます。

やはり日本では株式会社を信用するという風潮が強いわけでありまして、そうしますと、このLLPの社会的信用というものをこれからどうつくり上げていくかということにつきまして、これは国としてこれからスタートしていく上でどうお考えになつていらっしゃるのか、その点につきましてお尋ねをしたいと思います。

○北畑政府参考人 まず最初に、出資の点についてのお問い合わせでございます。

法律の十一條で、「組合員は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とする」と書いてございます。したがって、複数の組合員がいるという前提でございますから、御指摘のとおり、一円ずつ二人が出していただくという極端なケース、これでも可能であります。ただ、そのことが信用につながるかどうかというところは、これは別問題であらうかと思ひます。

それから、業務の意思決定につきましては、全員参加、全員の同意というのが原則でございます。これは法文の十二條で規定をしております。と、とりわけ、重要な財産の処分や譲り受け、多額の借金は、これは絶対的に総組合員の同意事項ということになっております。

片方、その対極の軽微な業務につきましては、十四條で常務という規定がございます。日々の日常的な物品の購入契約のようなものは単独でもできるということでございます。

大半はその真ん中の部分の業務執行だと思ひますけれども、これはあらかじめの取り決めによつ

て多数決で決めるとか、あるいは組合員間で分担をするということの取り決めができます。ただ、この内部の取り決めにつきましては善意の第三者には対抗できないという形になってございまして、そのことで取引関係の安定を図ろうといたしております。

それから、信用を高めるという意味で、株式会社に比べて信用力がないということが事業の支障になるのではないかなというのは、御指摘のとおりでございます。この制度が生きていくかというのには、例えば融資をしてくれる債権者の関係で信用があるのかとか、取引をする相手側が売り掛けで商品を引き受けるかどうかという点で、取引の相手方に信用があるかどうかということだと思ひます。この点につきましては、組合の事業内容あるいは財務状況を開示するという点を法文上義務づけをしておりまして、債権者であるとか取引の相手方がいつでもそれを閲覧できるという体系をとっております。

それから、組合契約につきましては、登記を義務づけておりまして、組合員が有限責任であるというところを登記簿上公示をする。それから、組合の事業や名称、組合員の氏名、LLPに関する基本的な事項を開示するというところを義務づけをいたしております。

それから、財務諸表につきましては、組合契約書と財務データ、これを事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供するというのが法文上に書いておまして、こんなことで客観性を高め、信用を高めようという努力が必要かと思ひます。

何よりも信用は、いい事業がこのLLPを活用させて実績を上げていくことだと思ひますので、その点の努力をしてまいりたいと考えております。

○渡辺(周)委員 まさに先ほどの質疑でもございまして、このLLPという存在自体がまだまだ社会的にも周知されないし、周知されるにはまたそれなりにやはりかなり努力をしないと思ひます。利用されたいというふうな思ふんです。

それだけに、今回の、今私が問題点として指摘をしましたこの信用力ということはどう客観的に担保するかということは、これはやはり大事なことであります。結局、これは立ち上げることが目的なんじゃなくて、立ち上げてから新たな経済活力を生む、その起爆剤になるということが目的であります。とにかく、立ち上げるまでのことは今議論していただきますけれども、これからどうするのかということにつきまして、これから当委員会の中でも質問もいろいろ出て、現状を踏まえながら質疑をしながら、よりいいものをつくっていくべきだろうと思ひます。

これも私がちょっと知っている企業の経営者と話をしたら、では、例えば今こういう制度が考えられていくと、取引という面になったとき、では、LLPとの取引というのが果たして信用されるんだろうか。

もう一つは、例えばいろいろな情報開示をして当然透明度を高め、事業内容なんかを見せなきゃいけない。中には、研究開発部門なんかになりますと、これはなかなか開示をしていくということというのは、では、どこまで書いたら、開示したら、いいのだろうか。つまり、非公開で事業を行う、中には研究開発部門なんてこれはできれば非公開にしたいという部分も当然出てくるわけですね。

ですから、そのところを、ではどこまで、信用を高めるためには公開をしない、あるいはしなければいけないと思ふ、だけれども、内容によつては、これは余り開示をしようとする自分たちの手のうちとか、やっているとかがわかってしまう。特に、研究開発部門なんかになりますと、これはできるだけ他社にわからないように、言つてしまえば要するにバカにならないように、例えばコンテンツの分野なんかについては当然出てくるわけでございます。そのところはではどうするんだというのは、実はこれはやはり利用者側、利用しようとしている人たちの中には非常に

不安があるわけです。

その点はこれからどうしていかれるのかということにつきまして、信用を高めるといふことと、もう一つは、企業の秘匿しておきたい部分、なかなか開示したくない部分について、どうそれを守ってあげられるかということにつきまして、どうお考えなのか、その点についてもさらに質問しておきたいと思っています。

○寺坂政府参考人 研究開発にしましてお答えいたしたいと思っています。

LLPで研究開発の一つの事業を進めて、それで何らかの形で成功いたしまして、例えば知的財産権が生じたというような場合に、それは組合員共有の組合財産となるわけでございます。その上で、そうした知的財産権から得られる利益をどう配分して、あるいはLLPが解散する場合にだれにどう帰属させるかといったようなことは、組合員同士が、まさに内部自治ということで柔軟に貢献に応じて取り決めることになるわけでございますけれども、例えば知的財産権の帰属をめぐってトラブルが起きるとか、そういうことが場合によっては予想されるわけございまして、そういうことを、事前に帰属に関する取り決めを行っておけば、かなり無用なトラブルというものは回避することができるとはなないかというふうに考えたわけでございます。

私ども、これから、LLPの契約に關しますモデル契約といいますが、そういったものをつくるべく検討を続けていきたいと考えているわけでございますけれども、例えば産学連携とか、そういった知的財産なんか絡むようなものに関しまして、そういう知的財産の帰属に関する取り決めというものをあらかじめしておくことが大切で、すよというようなことを進めるなど、そういったモデル契約書の作成作業などの中で検討を重ねてまいりたいと思っています。

○渡辺(周)委員 もう一つ、ちよつと私が聞きたかったのは、情報開示をするということとは、どこまでするという、これは何かガイドラインはある

んですか。つまり、どこまでだったらい。余り細かく書きたくないような情報開示については、これは何かモデルケースがあるということと判断していいんですか。その点、ちよつと。

○北畑政府参考人 会社の知的財産をどういうふうに会社の信用力を高める財産として工夫をしていくかというのは、このLLPだけではなくて大企業も含めた課題でございます。

私ども、知的財産権が担保として使えるかどうか、あるいは、知的財産権の有無を財務諸表に公示することによって会社の評価を上げるかどうかということについては、これは企業全般の問題でございますから研究会を設けまして、一部の、大企業が中心でございますけれども、知的財産報告書というようなものに取り組み始めた企業もござい

ます。そういう作業をした過程で、先生御指摘のとおりでして、知的財産のうち権利になっていない部分のノウハウというものは、開示をしないと担保にもならないし、信用にもならない。しかし、開示をし過ぎると会社の情報が外に漏れるということございまして、その工夫を有識者を集めまして議論をいたしました。そこでの成果がLLPの場合の知的財産の活用の場合にも使えるんじゃないかと思ひまして、御指摘のとおりのことだと思ひますので、なお検討させていただきたいと思ひます。

○渡辺(周)委員 ぜひこれも、始まってからいろいろな問題点、当然設立した側から出ると思ひますので、これは私も答弁する側から非常に難しいことを、自分で言っておきながら、自分も答えにくいことを聞いていると思うんですけれども、ぜひ、その点については、これから、信用を高めながらも、高めるためには情報開示が必要だ、しかし、情報開示をし過ぎると今度は企業として存続価値がなくなってしまう、保護されなくなるといふことも含めて、これは両面で検討していただきたいと思います。

トについてちよつとお尋ねをしたいんですが、メリット、反面でデメリットと先ほど申し上げましたけれども、メリットの中には、貢献度に応じて柔軟な損益配分が可能であるというふうなうたわれております。まさに出資比率に従わずに、出資比率が例えば九対一であっても、これは損益、益の方でございまして、例えば六、四でと。例示が幾つもありますね。例えばメーカーは九割出資をする、研究者はいわゆる一割を出す。しかし、もしそれが何か成果を得た場合には、利益配分は例えば企業は六で研究者が四であるというところで、出資配分に比例せずいろいろと内部で取り決めができるんですというところが一つメリットでありますけれども、これは、出資比率にこだわらないということ、売り上げの出来高や研究成果によって利益配分を決めるということになっても、実際、この中に出てくるのは、経済産業省がうたう中には、損失があつた場合でも、これは課税として通算できれば節税効果にもあらわれるとありますけれども、じゃ、利益が上がつた場合、利益が上がる場合、つまり、いろいろやってみた、そうしたら、実は莫大な利益を生むということがわかってきた。そう言ったときに、考えてみたら、これだけのことをしながら六、四というのはもう惜しい。逆に言うと、出資比率に見合う形で、例えば契約あるいは定款を変えようというやうなことが起こり得るんじゃないかと思ひますね。

と、大手と中小の、例えば一つのLLPを考えた場合には、先ほどもどなたか委員の中に指摘がありましたけれども、大企業、中小企業、例えば系列間の問題ですね、あるいは取引関係から不利なというやうな優越的な地位に立っているというところ、例えば定款を変更する。当初の出資比率の損益配分というのは途中で見直して、いや、これは莫大な利益になるから、もう少し企業側に有利になるように何とか配分比率を変えられないかというやうなことで起きてくる事例も当然想定でき

ると思ひますけれども、そう言った場合はどうなるんでしょか。こちら辺についてのことを教えていただけますか。

○北畑政府参考人 損益の分配についての比率には、組合員の間であらかじめ全員の同意で定めておくというのが基本でございます。

当初想定していなかったやうな事情が起こつた場合に、これが変えられるかどうかということな

んですけれども、原則は変えられない。変えることについて正当な理由があるかどうかということ

の判断であらうかと思ひます。

○渡辺(周)委員 まさに、最初に契約をするとい

う中で、例えばイギリスの内部関係、これは契約についてでありますけれども、その契約がなかなか合意に至らない場合、つまり、最初からもう固

定して、この配分を変えられないと言ひけれども、変えることを、例えば何か柔軟な形で幅を持

たせておく。例えば、五五対四五とか、七〇対三〇

じゃなくて、こちら側は、出資額が多い方が例えば最低四割から最高六割とか、逆に言うと、出

資額の少ない方が最低四割から最高六割とか、幅

を持たせて契約した場合、こういうこととていうのは考えられるんですか、その点はどうかだったのか

というのがまず一つ。

それと、実は契約で合意に至らなかった場合には、利益分配の決め方等についても話し合ひを

してもなかなかまとまらなかったという場合は、これはイギリスの場合だと、いろいろと、すべての

構成員の出資持分と利益持分を平等にするとか、あるいは意思決定は構成員の多数決で行うとか、このやうに例示がされているんですけれども、我が国の場合は、例えばこういう契約に至つてはどうされるのか。

つまり、契約ということについて専門性を持っていない人たちが、経験を持っていない人たちがそこに集まる。例えばベンチャーの企業であつたり、研究者であつたりする、そういう分野について非常にたけている人だけれども、契約とかそういう法規的なことになってくると、ちよつと門外

漢の人たちもいらつしやるわけですね。そういうときに、例えば何らかの形で経済産業省なりが地方の窓口で、例えばこういうアドバイスができますとか、あるいはこういうところでなかなかちよつと行き詰まったときには何らかの形で示唆をすることができるといふことは、当然お考えになつてゐるんでしょかね。その点についてはどうですか。

○北畑政府参考人 法案の三十三条に組合員の損益分配の割合についての定めがございまして、総組合員の同意により、分配の割合を決める、これをあらかじめ決めるというのが基本でござい

ます。そういうことについて合意ができなかつた場合、その場合には、出資価額比率、普通の株式会社と同じでございまして、出資額に応じての損益の分配ということになりますので、総組合員の同意があつて、あらかじめ決めた場合に限り、出資額とは異なる定めができるということとござい

ます。したがつて、法文の解釈として、将来、総組合員の新たな同意があつて、これを変える、変更するということとは、正当な事由があれば可能だと思ひます。ただ、税務当局とはこの部分についてさらに調整をさせていただきたいと思ひます。

○渡辺(周)委員 まさにこれは税務当局とも、実際、この構成員課税する段階において、当初算定してゐたような額と違う、しかも、もし、これは出資比率といふ利益配分が変わつてくると、当然課税する額も変わってくるわけですから、その辺については、本当にまだそこら辺の明確なルールが定められていないわけがござい

ます。そこを本当にどうするかといふことを、これから有識者の方々も含めてぜひやっていただきたいと思ひます。今回のLLPの法案については、いろいろ専門家の方、会計士の方なんかは経済誌や専門誌等にいろいろ意見を寄せています。読みますと、やはりこの課税の取り扱いについて明確なルールが定

めていないといふこと、あるいは先ほどの意思決定をするといふことが、これはなかなか、まだいろいろな問題が出てくるのではないかなといふことも指摘をされております。

ですから、その点についての、いろいろなことが出てきた場合に経済産業省としてどうするのかといふことについて、ぜひもう一度お尋ねをしておきたいと思ひます。

それについては、大臣、今後、専門的なことはあれです、今の議論を聞きながら、実際、これをどう本当に、信用を高めながら、要は好スタートを切るのかどうかといふことにつきまして、今いろいろ私も質問で指摘をさせていただきましたけれども、聞いていて、大臣、どのようにお考えになつたか、あるいはどうしていかれるのか、その辺についてちよつとお答えいただけますでしょうか。大臣にまだこの点について聞いて

いません。○中川國務大臣 今の渡辺委員とのやりとりを見して、そもそも、冒頭御指摘のように、株式会社等に比べると、知名度あるいはまた信用度において劣る、あるいは劣つてゐる、これを一刻も早く、一日も早く信用度においてもその目的の範囲内で高めていくためには、やはりできるだけ多くのLLPが設立され、数だけではなく実績を上げていただくということが大事だと思ひます。他

方、迅速に、柔軟に、ある程度簡便にできるといふことのメリットを考えると、がちがちのものであるといふことは、ある意味では、対外的な信用力といふ面からは重要かもしれませんけれども、しかし、そこは、何と、いまいしよつか、フットワークがいい分、信用力においてはなかなか見えにくい部分というか、わからない部分もある。だから、例えば知的財産なんという隠したい部分についてはどうだといふような御質問もあつたんだらうと思ひますけれども。

とにかく、先ほどの別の委員の御質問にもあつたように、不正が行われないといふこと、それからまた迅速にやられるといふことによつて、もち

ろん大企業でもいいんですけども、ベンチャーあるいは中小企業がスピード感を持つて新しい事業、新しい研究開発に対応できるということが我々にとつての最も期待しているところでござい

ますので、そういう意味で、これをスタートし、できるだけ周知徹底をし、多くの人たちに利用していただく、そして目的を達成していただくことによつて、事業活動の形態の多様化の大きな、先ほど申し上げましたようにアメリカの企業の半分はLLCで行われてゐるわけでありまして、日本でも一つの主要な位置づけを占めることによつて、日本の経済の活性化あるいは意欲のある人の事業化に貢献していき

たい。いろいろ細かいところは、これからガイドラインをつくつたり、あるいはまたいろいろな方々と御相談をしたりしながら修正をしていくことといふことも、まだまだやるべきことはあると思ひます。この法案の御審議を通じて、いろいろと

な参考になるような御意見、今の渡辺委員のような御意見もございまして、そういうものも踏まえながら、施行の時点までできるだけ精度を上げていって、そしてまたスタートした後も、いろいろな問題が出てきたときには、できるだけ混乱のないようにしていきたいといふふうに考えております。

○渡辺(周)委員 ぜひ健全な発展のために先頭に立つていただきたいと思ひます。まだ一分か二分ありますので、ちよつと聞きそびれたところを質問しておきたいと思ひます。その健全な発展のためにどうするか。信用を含めて、非常に信用力が乏しい中で、金融機関も含めた、政府系も含めまして、何らかの金融機関としての支援をどうしていくのかといふことを最後に聞いておきたいと思ひます。

それともう一つは、乱用されないといふことを前提に考えた場合、赤字隠しのためのペーパーカンパニーに利用されるんじゃないか。出資者は必ず事業を執行することとし、経営に与しないLLP利用は認めないといふふうになってい

ますけれども、では、それをどう担保できるか、これをどう守らせるかといふことにつきまして、現状、どのように考へてゐるか、この二点につきまして御質問をしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○北畑政府参考人 中小企業がLLPを使う場合につきましては、中小企業庁の各種の税制、金融措置が活用できるように中小企業庁と調整をいたしております。

○渡辺(周)委員 もう一つ、いわゆる経営に与しないLLP利用は認めないといふけれども、それはどう担保できますか。

○北畑政府参考人 法律上は、第三条の規定で乱用禁止規定というのが一応入れてござい

ます。それから、節税、脱税の手段として使われないかといふのは、税務当局との制度創設に当たるとき非常に議論した点でござい

関しましては、もう出資金も、先ほど聞きましたら二円でもいい、それでしかも内部の自治も自由に決められるということで、これは結構究極の形じゃないか、これは一分でも早く成立させなきゃいけないと私も思いましたけれども、こういうおいしい話には必ず、穴があるといけないので、一つ一つちゃんと聞いていきたいと思っています。

先ほど、まずLLPの意思決定のことに關しまして、条文上も、総員で決めるもの、また三分の二以上の多数というのがありました。通常のいろいろな契約ですとかいろいろな物品を買ったりするときに、一応、全員で一致でいいのかわかるとも一部でいいのかわかるとい争いはあると思いますけれども、反対をする組合員というのも当然出てくると思うんですけれども、反対した人の扱いというのを伺いたいと思います。

まず、反対するとき、組合員の人、これは脱会することはできますか。これは、では局長に伺います。

○北畑政府参考人 法律上、任意脱退の制度が定められておまして、一定の要件に該当するときは、反対の組合員が脱退をするということは可能と考えております。

○高山委員 法律上の脱退の要件というのをばつと見ましたら、破産だとか死亡した場合ですとか、結構究極的な場合が多いんですよ。普通の、例えば取締役だったりあるいは単なる従業員だったりあるいは単なる株主だったりした場合には、株主だったら、方針に反対したらその株を売ればいいわけですね。あるいは取締役だったら、もう私はやめさせていただきますということですから、やめられると思うんですけれども、これはかなり結構やめにくくなっていると思うんですが、反対した場合にこれだけやめにくいというのは、大臣、これはどのようにお考えですか。

○中川国務大臣 今の高山委員の死亡とか破産手続云々というのは、法定脱退ですね。その前に任意脱退というのが二十五条にあつて、各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退する

ことができない、ただし、契約書において別段の定めをすることを妨げないということでございますから、やはりこれも決める事としてやっていくんだらうと思います。

ただ、さつき何か物品の購入とかいうことをおっしゃいましたけれども、多分これはさつきのいわゆる常務活動の範囲ですから、これについては多分全員合意ではない分野に入ると思いますので、ケース、ケースによって多分違ってくるんだらうと思います。

○高山委員 おっしゃるとおり任意脱退なんですけれども、そもそも民法の組合の例外という位置づけだと思ふんですけれども、民法の組合というのはなかなかこれまた人的結合が強いので、脱退だったり何だつたりを認めないような法制度になつていくわけです。それは、別の法人格でもないし、こういう人的結合の非常に強い中でやっていると何とかなるか事業組合とかいう性格そのものが崩れてしまう可能性もあるかもしれない、だから、民法上は非常に脱退事由をぐつと厳格に解釈して、なるべく脱退できないというか脱退しにくいような制度にしているのではないかなと思ふんですけれども、今回のLLPもそれと同じ思想なんではしょうか。

○北畑政府参考人 たしか民法も原則は脱退について制限を加えているかと思ふんですけれども、定款によって脱退事由を定めて会員が出ていくというところは、かなり大幅に実際の定款の定めできていると思ふんです。その点は、このLLPも、先ほど大臣の方から御答弁させていただきました二十五条で、基本的な考え方は同じだと思つております。

ただ、先生御指摘のとおり、これは非常に人的結合の高い組織法制度でございますので、組合員は、できるだけ当初のメンバーが継続的にメンバーで参加していくというのが基本だと思ふんです。したがって、問題が起つた場合に、脱退ということではなくて、この法律では全員一致

が原則ですが、あらかじめ多数決原則を一定の業務については導入するというのが可能でございますので、そういう規定を活用することによってできるだけ多くの人が継続的にこの事業をやっていく、こういう運用になるのではないかと考えております。

○高山委員 それではまた、細かい話ですけれども、仮に脱退した場合、出資した財産というのはどうなるんですか。これは局長で結構です。

○北畑政府参考人 あらかじめ定めた規定に基づいて計算をして、脱退者に対して資産の分配をするというのが原則だらうと思います。

○高山委員 あらかじめ当然そういう取り決めが、これはすべて契約ですから、全部あらかじめ契約があればということとは当然なんですけれども、もしなかった場合どうなるんですか、これは。出資を幾らしました、それで私、もうこれはみんなについていけないから脱会いたします、これは当然あると思うんですけれども、その場合を教えてください。

○北畑政府参考人 出資持ち分に比例をして払い戻しをするというのが基本だと思いますが、それと異なる定めをあらかじめするということは、制度上可能でございます。

○高山委員 わかりました。それでは、先ほど同僚議員の質問の中で、新しくLLPの中で特許が生まれた場合、どういうふうな帰属しますかというのがありましたけれども、これは確認なんですけれども、新しく出てきた特許というのはだれのものになるんでしょうか。

○寺坂政府参考人 組合員共有の組合財産となると考えております。

○高山委員 共有ということは、民法の教科書的に言えば分割が可能だと思ふんですけれども、そうしますと、仮に新しく特許ができたはいんだけれども、その使い方をめぐっていろいろ教授と出資した会社ともめちゃったりなんかして、もう私はやめるなと言つて脱会した場合、その場合

は特許の帰属はどうなるんですか。

○寺坂政府参考人 先ほど共有と申し上げましたけれども、共有の一部として共有というふうにしてございまして、分割はできないというふうにしてございまして、したがって、解散のときにそれをどう帰属させるかというのは、貢獻に応じて取り決めるということになると考えます。

○高山委員 ちよつと、僕も民法の一時間目ではないですから、余り合有とか共有とかでやりたくないんですけれども、合有と共有だと結構違つてきますよね。共有だと分割が可能だといふふうには僕は習いました。それで、合有というのはなかなか分割ができないんだ、総有というのは、全体に帰属しちゃつていてさらに分割ができない状態なんだというふうには習いました。

もう一回確認しますけれども、では、特許はどういうふうな帰属になるんですか。改めて生まれた果実ですけれども、どういうふうなLLPに帰属するのか。これはちよつと大事なことになるので、もう一回確認しておきます。

○寺坂政府参考人 知的財産権ですね、合有というふうな考えております。

○高山委員 大臣に伺いたいですけれども、そうしますと、出資した場合はその出資割合に応じて戻るといふのはわかりますけれども、これはベンチャーで今度新しいことをどんどんやつていくというふうな目的に一番使つてほしいということでした。それで、例えば大学教授といういろいろな企業が集まつていろいろやりました、新しい特許ができました、それでそれが合有してしまう、今度。そうなつてくると、今度この使い方をめぐつてもめたときに、脱会した人が、職務発明のときじゃないですけども、後にもめるといふことは当然考えられると思うんですけれども、大臣、この点に關しまして、本当にこれは合有という考え方でいいのかわかるといふのを伺いたいです。

○中川国務大臣 もう高山委員は全部御存じの上でさつきから脱会とかそういう話、御質問が多い

んですが、確かにこれは、せっかくこの制度を展示させていきたいということになると、そういうトラブルが発生するかもしれないということで、大事な御質問だと思います。

これも一時間目のことで申しわけないんですけども、LLPというのは法人格がないというのが大前提でございますから、では契約する相手方あるいはまた融資するときの対象としては、実は法人格がないだろうということになるとそれだけでだめになっちゃうという可能性があるので、だから、その出資者が業務も遂行し、やっていくという人的結合の高い組織であるから脱退も比較的しにくい、持っている財産も含有という形で、Aさん、Bさん、Cさんという出資者イコール業務者がみんなで含有をするということでございます。

万が一、何らかの事情で自分は抜けるというときには、その特許なりなんなり財産は、その間で、お互いの話し合いで清算をするなり、その部分を金銭でもって譲渡するなり、あるいは、最終的には司法判断ということになるんだろうと思います。

○高山委員 いや、大臣、当然温和にいつているときは皆さんの話し合いでなすと思うんですけども、僕が非常に老婆心ながらといいますか、心配していますのは、もめたときにどうなるのかなと。そのときに、司法判断になったときに、今の特許権は含有なのか共有なのかとか、結構そういうことはすごい大事だと思うんですね。あらかじめこうだということがばちと決まっているということが大事だと思うので、今聞いたわけです。

それで、今、司法判断ということと、あと温和で抜ける人なんて、ほとんどみんな仲よしだからいないんじゃないかというふうに思うかもしれないんですけども、これは抜けたくなっちゃうようなことがあるかもしれないので、そのことについて、質問をまたちよと変えていきますけれども、まず、LLPが債権者というか第三者に対してましてどういう形で責任をとるのかというので、

これは契約責任、約束を守ることですね。何々を買ったら幾ら払いますといったら、これはだれが払うのかとかいう契約責任は一体全体だれに帰属するんですか、この法的な責任は。

○北畑政府参考人 契約についての債務は、構成員であります組合理全体共同の債務ということになるかと思ひます。

○高山委員 共同の債務ということになりますと、組合理の中の一人の人がやったことが全員の共同債務になるということですか。例えば、債務不履行責任なんかも、それは全員に帰属するということのような考えでよろしいんでしょうか。

○北畑政府参考人 融資を受ける場合の契約の相手は、組合理全員の共有債務という形になるかと思ひます。

ただし、この組合では組合独自の資産を持つということが可能になりますので、構成員である組合理の資産とは別した形で管理された資産を引き当てに融資を受けるということが可能になるかと思ひます。

そして、この法律では、組合の事業で行った部分については有限責任でございますので、組合理が、別途保証している場合を除きまして、出資額以上には債務の請求を受けるといふことにはならないというのがこの制度のポイントかと思ひます。

○高山委員 今度は大臣に、感覚的な問題でちよと伺いたいですけれども、組合が負った債務は組合理全員の共同の債務になるのだ、だけれども引き当て財産は、組合財産というのが別に責任財産としてあるので、そこにかかっているだけいいじゃないですかというように二円ですけれども、先ほどから、起業しやすいように二円でもできるといふことになっていきますと、これはなかなか、責任財産は極端に少ないと思ひます。あとまた、今までの民法の組合から考えていきますと、組合理の全員が、あの人たちが組合理なのね、あの人たちが払ってくれるんだという安心感のもとに当然取引が始まると思うんですけれども、私が一番聞きたいのは、大臣に伺いたいのは、

は、債務不履行責任が全部組合理にかかってくると言っておきながら、責任財産がそんなに少ないんじゃないんですか。

○中川国務大臣 それは、ですから二円しか資産がない場合には、おのずから二円が限度額になつて不履行に対する責任が生じてくるわけでありまして、だからそこを、では出資者の方がお金持ちだからそこをどうととっていくかというところ、そこは分断されております。LLPの持っている資産と出資者の財産とは分離されておりますというのが、このLLPのルールというか決め方になっておるわけです。

○高山委員 私は、本当にこの契約責任というか、通常の場合においてはそういうリスクをばつとそこを遮断してしまうということから、大きな高いリスクを勇氣を持ってとれるのだということ、非常にいい制度だといふふうには思ひました。

次にちよと聞きたいのは、不法行為責任なんですけれども、LLPで第三者に何か損害が生じた場合、こういう不法行為責任はだれが負うんですか。

○北畑政府参考人 有限責任になりますのは、組合事業に関連してでございます。御質問の不法行為につきましては、この規定ではなくて、むしろ民法の七〇九条の適用がございまして、不法行為を行った組合理の無限責任でございます。七〇九条上の責任を負うということでございます。組合理以外の、組合として不法行為が行われた場合、これも組合として七〇九条の無限責任を負う。不法行為に関しては原則無限責任だといふふうに解釈しております。

○高山委員 大臣、組合で行ったことに関しては無限責任になると。そうすると、ほら言ったじゃないか、だからおれは脱退したかったんだという人が出てくると思うんですけれども、脱退した人に来てこれはやはり責任を及ぼすべきでしょう。それとも、そこはもう遮断しちゃって、後から問題が顕在化してくる可能性がありますから、脱

退した後のことは私は知らないよといふふうにするのかどうか。これは、法的な問題でしたら局長でも結構ですが。

○北畑政府参考人 不法行為は、あくまでその不法行為を行った個人ということになりますので、脱退した組合理であっても、組合理であったときに不法行為に關与していれば、その範囲で責任を負うということだと思ひます。

○高山委員 それではもう一つ伺いたいですけれども、ちよと話が今の不法行為と離れるんですけれども、財産をどういう形で組合が所有できるのかというので、不動産あるいは預貯金、これはどういう形でLLPは登記したりなんなりが出来ますか、名義が。

○北畑政府参考人 信用を高めるためには、組合が資産をある程度独自に持つということが重要であると考へております。

したがしまして、先ほどお答弁いたしました、組合理の個人の資産とは別の形で組合の資産として管理をする、分別管理をするという規定を設けております。不動産につきましても、登記ができるということを手当てがしてございます。

○高山委員 そうしますと、銀行預金や不動産の登記というのはどういう登記になるんですか。○事業組合ということでしょうか、それとも肩書きなんでしょうか。

○北畑政府参考人 不動産については、不動産登記が可能でございます。預金も可能でございます。そのときの名義がどうなるかというところでございまして、この制度の性格からいって、組合理の共有ということになっていきますので、この全員あるいは一部の人の名義で預金をし、登記をする、その際に、LLPの所有であるということ付記することが可能、こういう工夫をいたしております。

○高山委員 そうしますと、たしか不法行為の中に工作物責任といったようなものがあったと思うんですけれども、今、六本木ヒルズの回転ドアじゃありませんけれども、ああいう施設で非常に

大きな責任が生じてしまうことというのがありますが、それだけでも、工作物責任は、これはだれが負うんですか。

○北畑政府参考人 例えば、組合が持っている不動産あるいは資産にそういう製造物責任が発生した場合、これは基本的に組合の責任でございますので、組合の責任ということ、組合員全員の共同の責任ということになるかと存じます。

○高山委員 そうしますと、例えば、被害に遭われた方々が損害賠償請求するときには、組合財産だけでは足りなかった場合、組合員の、構成員の方の財産にまでかかっている、無限責任なんだということですね。

○北畑政府参考人 組合が行った不法行為については、組合の責任というのが基本でございます。

それで、組合がそれを弁済する資産を超えて損害賠償をしなきゃいけないことになった場合に、不法行為、製造物責任であれば、それぞれの組合員の個人の責任に追及されるということになるかと存じます。

○高山委員 大臣、今の意味、わかりましたか。今の局長の説明、僕はちよつとよくわからなかったんですけれども。

不法行為一般のことは伺いました。その後で工作物責任という、また、ちよつと条文名は忘れましてけれども、何か後の方にあるんですよ、たしか。工作物を持つている人というのは、危険が生じた場合には無過失責任を負わなきゃいけないというふうになつていいたと思うんですよ。そのときに、組合財産だけで足りないことというのは多々あると思いますよ、工作物責任が生じた場合に。そして、その工作物責任が生じた場合に、組合財産だけで損害賠償を払い切らなかった場合に、それは構成員の、組合員の一般財産にまでかかってくるものなんです、どうなんですかという質問です。

それは何でかという、今聞きましたよね、不動産が共有になっているんだ、みんなに持ち分権があつて共有になっている。法人格が別にあるわけじゃないわけですからね。組合員の人たちが、みんなが持ち分権を持っている共有形態なんだということであれば、当然これは組合員の人に責任が生ずるんじゃないんですか。

○中川国務大臣 そもそもLLPという制度は、また繰り返しになるかもしれませんが、その組合自体には法人格はありません。でも、民法上の組合と違って、それは有限責任です。有限責任という意味は、自分が出資した以上の損失は負いません、利益は出資者に還元されますという話で、今の工作物責任であるとかいろいろ不法行為責任については、その組合、つまりそこに参加している出資者、業務遂行者が無過失責任を不法行為の結果として負わなければならないということ、そこは今説明が明確にされているというふうには私は聞いておりました。

○高山委員 今大臣の説明にもありましたように、説明といいますが、大臣に整理をしていただきまして私もよくわかりましたけれども、そうしますと、工作物にしましては、工作物責任は組合員全員の財産にまでかかってくる、無限責任がもうかかっているんだ、こういう理解でよろしいですね。一応、もう一回確認ですけれども。

○北畑政府参考人 大臣の答弁のとおりでございます。不法行為、七十九条が適用される場合は、その個人の無限責任でございます。これは株式会社取締役でもそうだと思います。(高山委員「いや、工作物責任ですよ、工作物責任は無過失責任だから」と呼ぶ)工作物責任の場合には、この法律の十七条で組合の業務に関する損害賠償責任という一般的な規定がございますので、これの解釈になるかと思ひます。

その趣旨を御説明いたしますと、まず第一には、組合の業務に関連してということでありまして、組合の業務に損害が生じたときは、組合員は、まず組合財産、別途管理されている組合財産があるケースですけれども、この組合財産をもって損害賠償の責任を負う、こういうことでございます。したがって、有限責任の範囲内かと思ひます。

います。

ただし、十八条で例外規定がございます。その組合員に自己の職務を行うについて悪意または重大な過失があつた場合、悪意、重大な過失があつた場合には、この組合員個人も責任を負うという規定が入っております。第一は組合の資産で賠償責任をいたしますけれども、悪意があつた場合にはその組合員が別途損害賠償の責めに任ずる、こういうことでございます。

○高山委員 いや、だから聞いたんですよ。悪意とかなくても、工作物だったら負うんじゃないんですか、本来、責任を。無過失責任なんだから。だから、私は、中川大臣おっしゃるように、あの、これは何か物を持って、回転するみたいなそういうものを持っている場合に責任を負つてもらわないと、ここが、はい、有限責任なので終わりますととなつたら困ると思つていたんですけれども、悪意または重大な過失なんかもなくても、そういう危険な、危険かどうかわかりませんが、そういうものでもそうですけれども、工作物があつた場合には責任を負わなきゃいけないんじゃないかなと思つたものですか、もう一回伺つたんですけれども。

その十七条で十八条の解釈ですけれども、そうすると、では、有限責任のままだということになりますよね、今の解釈だと。悪意または重大な過失がないんだから。どちらなんです。

○中川国務大臣 十七条は、組合の業務に関して、つまり組合の本来やるべき業務に関して第三者に損害が生じたときには、これは有限責任です。十八条は、これは自己の職務を行うについて悪意または重大な過失があつて、第三者に損害があつた場合には、これは第三者に生じた責任を賠償する責任を負うということで、ここで工作物責任というふうな例示的におっしゃいましたけれども、あくまでも組合の業務に関して悪意がないあるいは過失がない場合と、過失があつた場合で區別をしているというのがこの法の趣旨だということに考えます。

○高山委員 そうすると、では無過失責任の場合にはどうなるんですかということで、僕は工作物責任を聞いたわけですから。

だから、本来業務かどうかわかりませんが、例えば、では幼稚園みたいなものをLLPでつくりましようとなつたときに、よく民法の教科書なんかにもまた例が出てくるんですけれども、ブランコとかあいうものとか、登り棒みたいなものをつくつていて、それでけがをした場合というのは、これは無過失責任なんです。それは、傷つけるつもりでブランコなんかつくつていないんじゃないんですよ。だけれども、無過失責任を負わなきゃいけない、そういうものを持つている人は、所有者は。

それで、本当は、例えばその管理者が負わなきゃいけない何だつたりいろいろあるんだけれども、究極的には所有者が負わなきゃいけないじゃないですかというのが工作物責任の立法趣旨だつたと思ひますけれども、そうすると、LLPでそういう不動産を持つ場合にしましては有限責任で済んでしまふということなんです。

○中川国務大臣 先ほど高山委員があるビル回転ドアの例を出しましたが、あれも工作物責任であつて、何も事故が起きると思つていたとは思ひませんし、あるいはまた重大な過失があつたかどうかということについて、まさに裁判所がこれは認定をするということになりますから、無過失責任なのか、あるいはまた過失、重過失、故意によるかというところは、あのエレベーターの例を見ると、結局は、やはり最初のうちは、我々に責任はありませんとあのビルのオーナー、管理者あるいはエレベーター会社は言つていたわけでありまして、これはやはり裁判によつて最終的に判断される。そして、それが無過失である場合には、十七条によつて有限責任である。そして、それが無過失だと思つたものが実は過失だということに認定されれば、あるいは故意だと認定されれば、それは無限責任になつていくという整理で私は理解をしております。

○高山委員 今回の法案の十七条、十八条ということは非常に整理されていると思いますけれども、では、そこは、民法の工作物責任の規定は今回のこの十七条、十八条でもう修正された、そういうことでよろしいですね。

○北畑政府参考人 これは組合の業務に關しての責任でございますので、先ほどから御答弁していただいておりますが、民法七百九条の不法行為一般と工作物責任を修正するものではございません。仮に工作物が組合員全員の共有資産で、その工作物から発生した損害ということであれば、それは工作物責任一般のルールが適用されるのではないかと思いますけれども、法務省と確認をいたしたいと存じます。

○高山委員 いや、だから、これは今法務省と確認ということだったので、もうこれ以上の答弁は求めませんけれども、民法が優先すると思いますよ、だって、規定していないんだから。

そうしたら、中川大臣が初めにおっしゃったように、無過失の場合であっても組合員は無責任を負うんだ、そこで有責任は遮断されないというところでよかつたんじゃないんですか。今何か答弁の中でぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃなってきたので、私は今確認で伺ったんですけれども、ですから、そのことは、今何か説明がいまいちな答弁だったなと私はちよつと思ひました。

もう一個、ちよつと似たようなものを聞きますけれども、では、今度LLPがつくった製品の製造物責任というのはどうなんですか。

○北畑政府参考人 製造物責任につきましても、製造物責任法の一般原則が適用されるものと考えております。

○高山委員 わかりました。

それと、あともう一つ聞いておきたかったのは、ちよつと今時間がなくなってきたので足早に行きますけれども、これは全然話がかわります。

例えば、いろいろな大会社が教授や何やらを巻き込んで新しい事業を立ち上げたい。それで、今度は、ではうちの新しい事業部でこういう教授

を迎え入れてやろうじゃないかみたいな感じでやろうと思つていたら、いや、今度LLPという便利なものがありますのでやりましようということになるということとは当然あり得ると思うんです。その場合、今みたいに何かいろいろ損害が生じたり第三者から請求が来る場合に、当然、要するにABCの有限協同組合というもののだけの財産は少な目ですから、リスクをとるために少なくしたいと思ひますから、AとかBとかという大きい会社に、親会社の方にかかつていきたいなと思うのが債権者の常だと思ひます。その場合に、責任が遮断されちゃうというのがこのLLPのいいところであり、悪いところだと思ひますけれども、例えば、その大会社が出資とか何とかとはまた別に、先生、うちの研究所使つてくださーい、どうぞ同じ施設ありますからどんどんどんどんど使ひください、あるいは工場のラインも、新しくできたのを、わざわざ投資するのはもったいないですから使つてくださーいというふうに使わせているような場合というのが当然また出てくると思ひます。そういう場合であっても、親会社といひますか、その出資者の方にかかつていくことはできないんでしょうか。

〔委員長退席、高木（陽）委員長代理着席〕

○北畑政府参考人 賃貸を受けている施設について不法行為あるいは製造物責任が発生した場合に、その所有者の方に責任が行くものだと考えております。

○高山委員 賃貸とかではなくて、本当にどうぞどうぞ使つてくださーい、それが出資者だった場合には、その出資者の方にかかつていくというふうなことでよろしいんですか。

○北畑政府参考人 賃貸ではなくて不動産による出資ということであれば、組合の資産ということになりますので、この法律の一般原則が適用される。基本的には、通常の取引に伴う債務等であれば有責任、ただ、不法行為であればそれぞれその不法行為を実行した人についての民法に基づく無限責任、こういう仕分けになるのではないかと考

えております。

○高山委員 それでは、ちよつとまた観念の違う質問ですけれども、利益配分を今度どういうふうな公正にやつていくかということなんですけれども、これは利益配分がタコ足配当というのか、何と言ひますか、本当は第三者に払う債務もあるのに、それを超えてどんどんどんどん利益配分してしまう。これは当然避けなきゃいけないと思ひますけれども、取締役従業員みたいなのがいますよね。そういう場合の取締役従業員の、取締役とは言ひないかもしれないけれども、そういう組合員でありながら従業員みたいな人、そういう人、いや給与として出しているんですよ、こういうふうには逃げられるんでしょうか。給与の取り扱いを教えてください。

○北畑政府参考人 出資者である組合員が同時に業務を執行するというのでございますので、組合員については給与という形での配分は受けられない、あくまで配当で受けるということだろうと思ひます。実際にやつていられる人間が使用人に該当する場合、あるいは、業務を外部に委託するといひことがございますので、外部に委託した人がやつている場合には、これは、給与の支払いといひのは可能でございます。

○高山委員 そうしますと、手数料はどうなりまして、これも細かいことなので局長にお願いしたいんですけれども。

○北畑政府参考人 例えば、この組合が外部に委託をして、それに手数料を支払うといひことは可能でございます。組合の損金ということになるかと思ひます。（高山委員「外部じゃなくて組合員に手数料を払う」と呼ぶ）手数料という想定はしてありません。

○高山委員 そうしますと、先ほどの工場の例じゃないんですけれども、これは大臣に伺いたいんですけれども、出資としてうちの工場を使つてくださーいというので出すのもいいんだけれども、そんなにでかい工場をいきなりLLPの小さいのまで全部出資しちゃうと、リスクが大きいとい

うものもあると思ひますよね、当然責任財産がふえちゃうから。だから、賃貸したいなというふうにも思ひますけれども、では、そのときの賃料といひのは、当然これは手数料だと思ひますけれども、だれに払ひたいんですか。——いや、大臣にちよつと伺ひたいんですけれども。

○北畑政府参考人 組合が契約をした賃貸であれば、賃貸料は組合の損として落ちるといひ扱いだと思います。

○高山委員 では、そういう場合に賃料を払ひのは、それは払ひ相手方が組合員であつてもいいんです。要は、大会社、教授をやつているときに、そのLLPから大会社に対して賃料を払ひたいという形での利益配分があつてもいいんです。

○中川国務大臣 賃料といひのは利益じゃないですから、必要経費ですから、だから、当然そういう契約があつて賃料が発生すれば、その所有者に対して、経費としてその組合からその所有者に払ひたいことだろうと思ひます。

○高山委員 大臣、それは違ひと思ひますよ。賃料といひのは経費なんです、でも、給与だつてこれは経費なんです。給与といひ名目であつて賃料といひ名目であつて、では、組合員にそのやつて利益配分の方法として、利益配分じゃないんでしょけれども、利益配分とはまた別の形でそのやつてお金バックするといひことを認めちゃつていいんですか。——いや、大臣にちよつと伺ひたいんですけれども。

○中川国務大臣 ですから、出資者が出資をして、何らかの形で財産を出資して業務遂行するわけですから、原則として、全員合意をして。それと、その出資者じゃないけれどもいわゆる従業員的な、出資しないけれどもいろいろな仕事をするといひ人に払ひ給料とは意味が違うといひことですね。

○高山委員 いや、私が初めに聞いたのは、だから、外部に払ひだつたら何の問題もないですよ。要するに、利益配分をこうですと決めてお

いて、タコ足配当しちやいけませんねというふう
に決めるのに、給与の形で払ったり賃料の形
で払ったりしちやたら同じじゃないですか、そ
れだったら。だから、給料はどうなんですかと聞
いたら、先ほどは、要するに組合員の形に對し
ては給与という形で払うことはいけませんといふ
うに局長は言っていたわけですよ。賃料ならど
うですかと聞いたら、今大臣は、賃料は必要経費
なら全然構わないというので、いや、それは給与
と賃料という名前は違うけれども一緒じゃないで
すか、出資者にお金を戻すという意味では全く一
緒じゃないんですかということをお大臣にも一回
伺いたいですけれども。

○中川国務大臣 出資者が出資をして業務を遂行
していくわけですから、出資者が得るメリットと
いうのは利益から上がる配当なんです。給料じゃ
ないんです。

それから、損についても、出資者は自分のところ
の損と損益通算ができるということになってい
るわけで、それと賃料とか出資者ではない常務者
がやる仕事というのは、出資者じゃありませんか
ら、いわゆる雇用契約の中でやっているわけです
から、それは賃料と同じように経費として扱われ
るということ、だから出資者には給料は払わな
い。それをやるとまさしくタコ足配当みたいなこ
とになります。出資者があくまでもプロフィット
としているのは、投資をして、それによって得ら
れた利益から得られる配当が彼らのメリットとい
うことであります。

○高山委員 大臣に、後々またこれは訂正やら何
やらになると面倒くさいので、一回単純化した形
で伺いますけれども、出資者が地主というかその
建物の所有者だった場合に、建物を出資しないで
賃料を取ることはできますかという質問をお大臣に
したんですよ。

○中川国務大臣 建物なり土地なりで出資をする
……(高山委員「出資じゃないんです。出資し
なくたって、この建物を貸す対価として今度幾ら
幾ら賃料を払ってください」といっている……)と

呼ぶ)出資じゃないんですか。(高山委員「え
え」と呼ぶ)それはその組合とその土地の所有者
との間の賃貸借契約であって、当然賃料が発生す
るんじゃないですか。

○高山委員 いいですか、大臣、今のはやはりお
かしいですよ。

いいですか、だって、例えばでかい会社が、出
資するときは、では五百万出資しよう、だけれど
もううちの建物は相変わらず大会社であるうちの所
有なんだ、だけれどもここを利用してくださいよ
というときに、当然賃料を取るじゃないですか、
その出資とはまた別にですよ。うちの会社、出資
者である人の持っている土地を利用してください
ねというときに、賃料を取りますよ。その賃料
を取っていいんですかということをお大臣に、今
大臣は取っていいんだと、当然、そんなの当たり
前じゃないかと言いましたけれども、ではその賃
料が、よくわからないところなのに、いきなり月
額一億円とかだったらどうするんですか。それは
利益配分に、法案でタコ足配当を禁じた意味がな
くなっちゃうじゃないですか。

○中川国務大臣 この後事務当局から答えさせま
すけれども、ですから、その組合、LLPが持つ
ている財産であるべきものを、出資した場合の出資
というものは、土地であるかもしれないし、お金で
あるかもしれないし、いろいろなものがある。そ
れとは別に、今、高山委員がおっしゃっているの
は、出資者が土地は貸してやるよという場合のそ
の土地を貸してやることについては、極端に言え
ばただでもいいんですよ、あるいは家賃を取っ
てもいいんですよ。そこは約束事であって、賃
料を払う場合にはそれは経費になりますねという
ことです。

○北畑政府参考人 組合が正式の賃貸契約を結ん
で賃料を払うということは、会社の経費であり、
相手側の所得になると思います。その場合に、組
合員を相手とした取引がどうかという御質問であ
るとすれば、それは利益相反行為かどうかのよう
な議論はあろうと思いますけれども、きちんと

した契約という形で賃料を払うということは可能
でございます。

ただし、これは出資の脱法行為、名目的に賃貸
借契約であるけれども利益配分を逸脱した仮の行
為であるということになれば、これは税法上否認
をされるということになるかと存じます。

○高山委員 私が聞きたかったのは、今の局長の
で十分なのかどうかと私もわかりません
し、とにかく出資に仮託して利益配分が不当にな
されてしまうと、これはタコ足配当を禁止してい
る意味が全然なくなりますから。

私は、これは非常に機動性が高く、すごくいい
法案だし、LLP、僕も何かつくらなきゃ損し
ちゃうかなと思うくらい非常にいいものだと思
いました。でも、ちよつと大臣ですらわかりにくい
という部分があったのではないのかなというふう
に、正直ちよつと残念な気もいたしますけれども、
時間が来たので終わります。

○高木(陽)委員長代理 次に、塩川鉄也君。
○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

有限責任事業組合契約、LLP法案について質
問させていただきます。

今回、今まで日本になかった新しいものをつく
ろうというところで、そういう点では光の面と影の
面が当然あるわけでありまして。その点でお聞きし
たいと思うんですが、そもそも今までに日本にな
い新しいものをつくるという理由といたしまして、
このLLP法案の提案理由ということについて、
大臣としてのお考えをまず最初にお伺いしたいと
思います。

○中川国務大臣 LLPというのは、もともと民
法上認められている人格なき社団というものが前
提になっているわけでありまして、そのメリット
を生かしたい。と同時に、それは無限責任でござ
いますから、出資者が無限責任を負うというところ
は遮断をしたい。他方、LLCの方はこれから
御審議をいただくことになるかと思ひますけれど
も、LLCの方は法人格があります。しかし、そ
の場合には、当然そこで上がる収益というものは

法人税の対象になるかならないかというところが
まだはっきりしていません。税当局と法務省と
のこれからの折衝だというふう聞いておりま
す。

そういう意味で、お互いに機動性のある新しい
形の事業形態をつくっていくこと、これは遅いか
どうかは別にいたしまして、イギリスでもアメ
リカでも設立され、大変活用されているわけでござ
いますから、塩川委員はメリット、デメリットとい
うふうにおっしゃいましたけれども、きちつと
したコンプライアンスの中で、特に中小企業ある
いはベンチャーあるいは異業種交流等々の観点か
らは、非常にこういう形の、法人格がなく、利益
は出資者に還元される、損益は通算される、そし
て有限責任であるという形の事業形態というもの
は、これからの経済活動の中で大いに必要な制度
であるというのがポイントだと思っております。

○塩川委員 今お話にありましたように、まだな
いものですか、どうなのかわかりません。そう
いう点で、ベンチャーですとか中小企業とか異業
種交流のような、そういうことを通じて経済の活
性化に寄与するものになるだろうという点はわか
らないでもないと思うんですが、同時に、このLLP
を使うといういろいろこんなふうなもの
がでますよという活用想定事例というのをい
ただいたわけですね。

そういうのを見ていく中で、一つこれはどうか
なと思ったのが、設備廃棄の話が出てくるわけ
です。産業再編支援として石油業界の設備廃棄の事
例が紹介をされています。石油生産部門における
設備の効率的な利用として、石油精製施設の設備
廃棄の事例が紹介されているんですが、これは現
行でも当然やっているわけで、企業の組織再編の
中で産業再編の一環としてもそういうのをやって
いるわけなんです。

そういう意味でいいますと、先ほど大臣もおつ
しゃったような趣旨に照らしていうと、こういう
リスト再編支援のスキームというのは立法の趣
旨とちよつと違うんじゃないかという思いがあ

るんですよ。現行でもできるようなこういうリストラ支援策については、対象には入れないようなことなんかも考えてしかるべきなんじゃないかなというのが率直な思いなんです。その点、いかがでしょうか。

○北畑政府参考人 大企業の再編のときにこれが使えるかどうかということをごいいますけれども、大企業の事業再編につきましては、会社法全般の制度を活用した会社の再構築というのが行われていますし、そういうのが不便な部分につきましては、さまざまな事業再生法に基づく特例措置に基づいてこういうリストラをやっているということだと思えます。

ただ、例外的なケースとして、このLLPがそういう場合にも使え得るというところについては、例えば、A社、B社、二社で五〇、五〇でコンビナートの工場を再編して一つの会社にするという場合に、今であればそこを新しく会社を設立して株式会社としてやるという形態が一般的かと思えます。ただ、出資者が二社しかないというときに、株主総会を開く、取締役会を開く、監査役を置くというのは必ずしも必要な措置かどうかという問題があります。そういう場合にはこのLLP制度が活用できるということをごいまして、アメリカの場合でもそういった大企業同士の連携、再編のときにLLP制度が使われております。

あくまで、手続面の簡略化、手続化ということで使う場合があり得るということだと思えます。

○塩川委員 リストラ再編についてはいろいろな法的なスキームもこの間つくられてまいりまして、産業再生法なんかもそうですし、会社分割などについてのいろいろなスキームなんかもこの間生まれてきているわけですね。

これはもともと小沢内閣のときに経団連からの要望もあって、そういう点でさまざまなスキームづくりというのは始まったわけですね。そのときの経団連の要望書、九九年の五月に「わが国産業の競争力強化に向けた第一次提言」というのが出されて、その中でこのLLPの要求も出されているわけですね。有限責任事業組合の導入をそこでも要望しているわけですね。そこでは「複数の企業が共同して、リスクの高い新規事業に進出するため、あるいは事業の再構築を進めるための手段として、アメリカの「LLC」、LLPと類似の、全ての出資者の有限責任と、税制上の導管としての仕組み（事業体の段階では所得課税を行わず、その損益を出資者の損益と通算）損益通算の話、「を備えた事業形態を、速やかに創設すべき」だとして出ているわけですね。

新規事業を起こすという点ではLLPのスキームの活用というのとはわかっていないんですが、こういう制度が欲しいと経団連からも要望が出ているのにこたえるような形というのはいかがなものかなというのが率直な思いで、そういう点では、具体的なニーズが経団連、大企業から出てくるというのがLLPの背景の一つかなと思っておりますし、率直に、中小企業の中でどう使うかについても、まだ現状ではなかなか私なんかも見えてこないところなので、そういう点を私は率直に指摘しておきたいと思えます。

そこで、光と影の話ですけれども、これは、使い勝手がいいということ、裏返せば悪用されやすいということを示しているわけですね。その一つとして租税回避の問題が懸念をされるというのは、きょうの審議の中でも取り上げられております。

今回、このLLPをつくる上で、内部的な検討の際に、有限責任事業組合制度に関する研究会が行われております。そこでも、租税回避的な目的で使われることを抑止する必要があるとしているわけですね。この報告書では、民法組合制度を利用した租税回避行為の典型的な事例として、航空機リース事業を挙げております。

そこで、国税庁に伺います。配付資料でお手元にも届けたんですが、二枚目と三枚目が国税庁の出している税制調査会の資料なんですけれども、「航空機リースを行う組合の構成員に対し課税処

分を行った事例」について、簡単に結構ですので御紹介いただけないでしょうか。

○高木（陽）委員長代理退席、委員長着席
○竹田政府参考人 個別の件ではなく、モデルケースというふうな形でかいつまんで概略を申し上げますと、まず、何人かの個人の投資家が集まって、民法上の組合を設立するという形をとるわけですね。この組合というのは、組合員からの出資に加えて借り入れを行って、その資金で航空機を購入して航空会社からリースする、そういう事業を行う。このリースの期間中、組合の収支がどうなるかと申しますと、これは、航空機が非常に高額でございまして、減価償却あるいは借入金の利子、そういったものが航空会社からのリース料を上回るということになります。結果、各組合員にはこの赤字が分配される、つまり、不動産所得の損失が分配されるということになります。組合員は、給与所得などほかの所得の黒字から赤字を控除することによって税負担を軽減することができるとして、このリース期間終了後に航空機を売却、譲渡するわけですね。したがって、これも、総合課税長期譲渡所得としての二分の一課税という形で税負担を軽減することができるとして、そういうスキームでございまして、先ほど、組合設立が形式的と申しましたけれども、こうした事例というのは、アレシジャーと言われる者がまさに税負担の軽減をセールスポイントにいたしまして金融商品として富裕層を中心に販売しているというところで、私ども、組合と申しましても、組合員が組合事業への実質的な関与をする、そういう意思がほとんどなかったものと認識しているわけですね。

私どももいたしましては、まさに民法組合を利用した租税回避行為ではないかということで、組合員の組合事業への実質的な関与が乏しいケースにつきましまして、そもそも共同事業性を欠くという、民法上の組合としての成立要件を欠くものとして、組合事業から生じる不動産所得の損失を否認

認いたしますとともに、生じた所得を雑所得として課税処分を行ってきたところでございます。

○塩川委員 御説明があったとおり、いわば税負担軽減の効果が一番大きいという形になるというのはおかしいじゃないかというのがここで問われたわけで、野村バブcockアンドブラウン、NBBの航空機リース事業については裁判で争われて、昨年の名古屋地裁は残念ながら負けたわけですね。それは明文の規定がないからだという話なんですけれども、だからこそ、今度の税制改正の中でこれを担保する措置がとられたわけでありまして、その中身について御説明いただきたいんですけれども。

○佐々木政府参考人 御指摘の航空機リースに関する組合事業を含め、最近、組合事業から生ずる損失を利用して節税を図る動きが顕在化しているということがございまして、昨年十一月に政府税制調査会の答申がございまして、「このような租税回避行為を防止するため、適切な対応措置を講じる必要がある。」というふうにされました。

十七年度税制改正におきましては、こうした指摘等を踏まえまして、組合事業への実質的な関与度合いが低い組合員について、組合損失の計上を制限する措置を講ずることとしたしております。具体的には、所得税につきましまして、不動産所得を生ずるべき組合事業に係る個人組合員の組合損失をないものとみなすということにしております。また、法人税については、まず、組合債務の責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等には、組合損失のうち、法人組合員の出資額を超える部分の金額は損金算入しないということにしております。また、収益保証契約が締結されていることなどによりまして組合事業が実質的に欠損にならないということが明らかの場合には、組合損失の金額の全額を損金算入しないというふうにいたしております。

○塩川委員 そういふ点では、損金算入の制限や、損金算入そのものを認めないという税制上の

措置をとったわけです。

その点、先ほどの国税庁の答弁の中でも、共同事業性を欠くというので否認をするんだという話がありました。だから、共同事業性があるということとを求めているわけですから、その点で、業務執行に与するというのは、例えばどういふものが具体的に業務執行に与していると言えらるのかという問題なんですけれども、この点、財務省の方では、例えば年一回の会合に出れば、それでも業務執行していますよというふうに言えるのか。その辺はどうなんですか、具体的に。

○佐々木政府参考人 実質的な関与度合いが低いかどうかという点の判定でございまして、けれども、実質的な関与度合いが低い組合員ではないという組合員というのは、組合事業に係る重要な財産の処分もしくは譲り受けまたは組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に一貫して関与し続け、かつ、当該業務のうち、契約を締結するための交渉その他重要な部分をみずから執行する組合員ということでございまして、そういうことで判定をしておりますということでござい

す。

○塩川委員 重要な交渉をみずから執行するとかいう点で、例えば具体的に会議で確認をする際ですとかに、例えばどの程度の頻度とかがというのがあるじゃないですか。ですから、年一回の会合に出ればいいのか、あるいは五年に二回でもいいのか、航空機リース事業のときなんかその点が問題になっているわけですから、その辺はいかがですか。

○佐々木政府参考人 先ほど申し上げましたように、重要な業務の執行の決定に一貫して関与し続けるということと、重要な契約の交渉をみずから執行することとでございまして、総会に欠席するとか出席するという、例えばそれが欠席するということであればこういうものに当たりませんし、一回出席すればこれに当たるかどうかというの、どういう行為が全体としてあつて、その中でこれがどう位置づけられるかというケース・

バイ・ケースの判断になるかと思ひます。

○塩川委員 その点で、LLPの場合はどうなるのか。共同事業性の確保を図ることが租税回避の問題からも重要なわけですが、言われている業務執行の範囲について、LLPの場合にはどのように考えておられるのか、具体的に明確にしたいだきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 LLP法で考えてございまして業務執行、全組合員が業務執行に携わることとを求めているわけでございますけれども、この業務執行と申しますのは、いわゆる経営に当たる概念でございまして、LLPの組合員は全員が何らかの形で経営に参画することになります。具体的には、例えば、事業計画の立案あるいは立案しました事業を実行するに不可欠な資金の調達、従業員の確保あるいは取引先との契約、そういったものが考えられると思ひます。

○塩川委員 LLPは有限責任で民法組合は無限責任ですから、本来であればLLPの方がしつかり担保されなければいけないんですけれども、同じような並びでということになると、それはいかげなものかなというのが率直な疑問でもあるわけ

です。

今回、法務省の方でもLLCを検討しているわけですから、先ほど、冒頭大臣の方でも、LLCについて法人税の対象となるかならないかがはつきりしていないというお話がありました。これは今どういう仕切りになつていふんでしようか、LLPについては構成員課税ということで今出回しているわけですから、LLCの扱いについてはどうするかというの

○北畑政府参考人 LLPにつきましては、構成員課税ということで税務当局と合意ができております。LLCにつきましては、施行が来年になるものですから、現時点では税法上の扱いは決まつておりません。

ただし、LLCにつきましては法人格を持つという前提になつておりますので、法人格を持つものには法人課税というのが税務当局の基本原則だ

ろうというふうな理解をいたしております。

○塩川委員 時間が参りましたので終わります。が、もともとLLPやLLCも、スタートからいえば同じような動機で出ているわけですから、施行がずれているわけですから、そういう点では、税制の扱いについても、本来同じ並びで検討もし、具体化をすることが必要なんじゃないのか、そのことを率直に思ひます。

そういう点では、こちらだけ一歩先に出るような対応というのは、スキームを考える上でもう一歩待つて並びで対応することが必要なんじゃないかということをお願いしまして、質問を終わります。

○河上委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○河上委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、参議院送付、日本アルコール産業株式会社法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。中川経済産業大臣。

日本アルコール産業株式会社法案

〔本号末尾に掲載〕

○中川国務大臣 日本アルコール産業株式会社法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

平成十一年四月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」を着実に実施し、行政改革を一層推進していくことは重要であります。このため、本閣議決定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のアルコール製造部門を暫定的な特殊会社とすること等により、アルコール専売民営化の総仕上げを行うべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からアルコール製造部門のすべてを引き継ぐ暫定的な特殊会社として日本アルコール産業株式会社を設立することとし、その設立に必要な手続を定めます。

第二に、設立後の会社の経営の健全性及び安定性を確保するため、事業計画や重要な財産の譲渡等について経済産業大臣の認可を要することとします。

第三に、アルコール専売の廃止に伴う激変を緩和するため五年間を目途に設けていた暫定措置を終了するなど、所要の措置を講じます。

なお、新たに設立する特殊会社については、政府は二年以内に保有する株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○河上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る八日金曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

日本アルコール産業株式会社法案

日本アルコール産業株式会社法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 経営の健全性及び安定性の確保(第四章 条―第九条)

第三章 雑則(第十条―第十二条)

第四章 罰則(第十三条―第十八条)

附則

第一章 総則

(会社の目的及び事業)

第一条 日本アルコール産業株式会社(以下「会

社」という。は、アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第二条第一項に規定するアルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を営営することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、經濟産業大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に日本アルコール産業株式会社という文字を使用してはならない。

(一般担保)

第三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第二章 経営の健全性及び安定性の確保

(新株、社債及び借入金)

第四条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、經濟産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第六条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第七条 会社は、經濟産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。

(財務諸表)

第九条 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(監督)

第十条 会社は、經濟産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 經濟産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十一条 經濟産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第十二条 經濟産業大臣は、第一条第二項、第四條第一項、第六條、第七條又は第八條(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が發行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第十三条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することとできないときは、その価額を追徴する。

第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十五条 第十三條第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の例に従う。

第十六条 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合に於ては、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第一條第二項の規定に違反して、事業を営んだとき。

二 第四條第一項の規定に違反して、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三 第四條第二項の規定に違反して、新株を発

行した旨の届出を行わかつたとき。

四 第六條の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第七條の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第九條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十條第二項の規定による命令に違反したとき。

第十八條 第二條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七條、第十九條、第二十條、第二十一條(獨立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)附則第五條の改正規定を除く。)、第二十二條及び第二十三條の規定は平成十八年四月一日から、附則第二十一條中獨立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第五條の改正規定は平成十九年三月三十一日から施行する。

(この法律の廃止その他の必要な措置)

第二条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。

(設立委員)

第三条 經濟産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第四条 設立委員は、定款を作成して、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。經濟産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第五条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法明治三十二年法律第四十八号第六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れることができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本アルコール産業株式会社法」とする。

(株式の引受け)

第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が引き受けるものととし、設立委員は、これを機構に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第七条 機構は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産のうち、附則第十九条の規定による改正前のアルコール事業法(以下「旧アルコール事業法」という。)第三十一条及び附則第二条に規定する業務に係るものを出資するものとする。この場合においては、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十八条の規定は、適用しない。

(創立総会)

第八条 会社の設立に係る商法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本アルコール産業株式会社法附則第六条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

第九条 附則第七条の規定により機構が行う出資に係る給付は、附則第十九条の規定の施行の時

に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十条 会社は、商法第八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十一条 機構が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十二条 商法第六十七号、第六十八号第二項、第六十九号、第八十一条及び第八十四条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(権利及び義務の承継等)

第十三条 機構は、会社の成立の時に旧アルコール事業法第三十一条及び附則第二条に規定する業務を終了するものとし、それらの業務に係る一切の権利及び義務は、その時ににおいて会社が承継する。

2 機構は、前項の規定により会社が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。

一 その承継の際附則第二十一条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(以下「旧機構法」という。)第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額

二 その承継の際旧機構法附則第十一条第二項に規定するアルコール製造勘定及び一般アルコール販売勘定に属する資本金の額

(商号についての経過措置)

第十四条 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本アルコール産業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十五条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第六条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「(会社の成立後遅滞なく)とする。」

(アルコールの製造の事業の許可に関する経過措置)

第十六条 会社は、その成立の日においてアルコール事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

(非課税)

第十七条 附則第十条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第七条の規定により機構が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(政令への委任)

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に關し必要な事項は、政令で定める。

(アルコール事業法の一部改正)

第十九条 アルコール事業法の一部を次のように改正する。

目次中「特定アルコールの販売」を「特定アルコールの譲渡」に改める。

第二条第四項中「第三十二条第一項の認可を受けた」を「アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額(以下「加算額」という。)を含む」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構以下「機構」という。を「次条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者」に、「販売する」を「譲渡する」に改める。

第二十二條第二項中、「第四条第三号」を「及び第四条第三号」に改め、「及び機構を削る。

第三章 特定アルコールの販売を「第三章 特定アルコールの譲渡」に改める。

第三十一条から第三十四条までを次のように改める。

(国庫納付金)

第三十一条 製造事業者又は輸入事業者は、特定アルコールとしてアルコールを譲渡したときは、当該譲渡した特定アルコールの数量に当該特定アルコールに係る加算額を乗じて得た額を国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

(担保の提供)

第三十二条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による納付金の納付の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、製造事業者又は輸入事業者に対し、金額及び期間を指定し、納付金につき担保の提供を命ずることができる。

2 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により担保の提供を命じた場合において、必要があると認めるときは、製造事業者又は輸入事業者が担保を提供するまで、当該製造事業者又は当該輸入事業者が保有するアルコールの処分又は譲渡を禁止することができる。

第三十三條及び第三十四條 削除

第三十五條中、「許可使用者及び機構」を「及び許可使用者」に改める。

第三十七條第一項中「経済産業大臣は、」の下に「第三十一条第一項の規定による納付金又は」を加える。

第四十七條第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十一条第一項の規定に違反した者

第四十七條第二項中「第一号」の下に「及び第五号」を加える。

第五十一條第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十二条第三項の規定による禁止に違反して、アルコールを処分又は譲渡した

者
附則第二条から第六条までを次のように改める。
第二条から第六条まで 削除
附則第八条を次のように改める。
第八条 削除
附則第十一条及び第十三条中「又は機構」を削る。
附則第十七条を次のように改める。
第十七条 削除
附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。
第二十条及び第二十一条 削除
附則第二十九条を次のように改める。
第二十九条 削除
(アルコール事業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十条 旧アルコール事業法の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後のアルコール事業法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3 前二項に規定するもののほか、前条の規定によるアルコール事業法の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)
第二十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。
第十五条第二項及び第三項を削る。
第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に改める。
第十七条第一号及び第二号中「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に改め、同条第三号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第十号」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十八条中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第三号」に改める。
第十九条第一項中「第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。
第二十七条第一号中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。
附則第五条を次のように改める。
第五条 削除
附則第六条第一項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。
附則第七条第一項及び第三項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。
附則第九条第一項から第三項までの規定及び同条第五項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第六項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に改める。
附則第十一条を次のように改める。
第十一条 削除
附則第十二条第一項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。
附則第十四条第一項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。
附則第十五条第一項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の適用に関する経過措置)
第二十二條 附則第十九条の規定の施行前に独立

行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。
2 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。
(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)
第二十三条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第二号中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一号」に改める。
.....

理由

中央省庁等改革基本法に基づく国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を実施するため、アルコールの製造に関する事業等を行う日本アルコール産業株式会社を設立するとともに、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるアルコールの製造業務及び販売業務等を終了する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。